○第二段階半袖所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」
1）円滑かつ迅速な避難のための取組
情報伝達、避難計画等に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	国交地方整備局	東京都	取組機関
①洪水・高潮時における河川・海岸管理者からの情報提供等	A　洪水予報河川と水位周知河川において、避難指示に直結する氾濫危険情報等を直接受け及べ伝達する取組を推進する。（ホットメールの活用）	現状と課題	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・受信した情報については、直ちに区長及び関係部署に伝達する体制を構築しているが、伝達作業に一定の時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールで受信している。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・東京都から配信される ホットメールの情報については、危機管理室長及び担当者が受信し、区長へ速宜報告を行っている。 ・気象庁東京管区気象台から特別警報等の発表が予想される場合には区長または危機管理室長に電話連絡（ホットライン）する体制が整っている。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・防災情報が区長に伝わるまでに時間を要する。	・東京都から防災情報を防災担当部署でFAX及びメールを受信している。 ・防災情報が区長に伝わるまでに時間を要する。			・音長による避難指示等の確実・迅速な発令を支援するため、音長に対し直接防災情報を提供する仕組み（ホットメール）を構築している。一部の自治体で未提供となっている。（建設局）	【区市町村】 洪水予報又は水位周知情報の伝達系統図に属する区市のみ対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み（ホットメール）を構築している。	・引き続き、東京都からの情報を区長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備している。	・引き続き、東京都からの情報を区長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達している。	・引き続き東京都からの防災情報を、防災担当部署でメールで受信し、区長に速やかに報告して、区長が速やかに避難指示の判断ができるよう、庁内の体制を整えている。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区長等に直接伝達する仕組み（ホットメール）を構築している。			・ホットメールの利用を促進していく。（建設局）	
		R4年度	・区の事情により、東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。 ※防災担当部署より区長に伝達を行う。	・より効果的で即応性の高い災害対応を実現するため、災害対策本部等の組織体制見直しの検討を開始した。	・東京都や気象庁東京管区気象台からの情報を区長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達している。	・東京都からの防災情報を、防災担当部署でメールで受信し、区長に速やかに報告して、区長が速やかに避難情報発令の判断ができるよう、庁内の体制を整えている。	・FAX・ホットメールなどからの防災情報を引き続き活用していく。			・引続き、対象の全自治体の参加を求めていく。（建設局）	
		R5年度	・区の事情により、東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組みについて、代替手段を用いている。 ※防災担当部署より区長に伝達を行う。	・より効果的で即応性の高い災害対応を実現するため、災害対策本部等の組織体制見直しについて、R5年度も引き続き検討中である。	・東京都や気象庁東京管区気象台から、防災情報を区長もしくは防災危機管理課に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築しており、その情報を関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達している。	・東京都からの防災情報を、防災担当部署でメールで受信し、区長に速やかに報告して、区長が速やかに避難情報発令の判断ができるよう、庁内の体制を整えている。	直接区長に伝達するホットメールを構築済み。引き続きFAX・ホットメールなどからの防災情報を活用していく。			・引続き、対象の全自治体の参加を求めていく。（建設局）	
	B　洪水予報河川、水位周知河川、その他河川及び水位周知海岸において、迅速な水害の発令判断の支援のための情報を区市町村避難指示等等へ伝達できる仕組みを構築する。（避難指示等の発令判断の支援）	現状と課題	・区長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・東京都から防災情報を区長に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築した。 ・令和2年度に導入した災害に関する情報を庁内で共有するためのシステム（災害情報共有システム）について、職員の習熟度を更に上げていくための取り組みが必要である。	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区市防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。	・区長が避難指示等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。	・区長が避難勧告等を判断する際に必要な、河川の状況や今後の水位変化などの河川情報の収集に時間を要する場合がある。			・防災情報を区防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。（総務局・建設局） ・水防災総合情報システムにより、水位計や雨量計の情報を区に提供している。また、河川の状況をわかりやすく提供するため、河川監視カメラの映像をYouTubeを活用しても動画を配信している（建設局）。	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・引き続き、東京都からの情報を区長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達できるよう現行の体制等を整備している。 ・令和2年度に導入した災害に関する情報を庁内で共有するためのシステム（災害情報共有システム）について、職員の習熟度を更に上げていくために防災訓練等で積極的に活用していく。	・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後、都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・東京都と調整し、避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。	・東京都と調整し、避難勧告等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを検討していく。			・引き続き、現状の取組を進めていく。（建設局）	
		R4年度	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。 ・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・より効果的で即応性の高い災害対応を実現するため、災害対策本部等の組織体制見直しの検討を開始した。 ・令和2年度に導入した災害情報共有システムを用いた情報共有訓練を水防訓練に併せて実施した。	・東京都や気象庁東京管区気象台からの情報を区長及び関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達している。	・東京都から避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築している。	・FAX・ホットメールなどからの防災情報を引き続き活用していく。 加えて、東京都水防災総合情報システム（建設局河川部提供）から渋谷川における水位情報をリアルタイムで把握する。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。（建設局） ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。（総務局・建設局） ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。（港湾局、建設局）	
		R5年度	・東京都から避難指示等の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築した。 ・洪水予報、水位周知河川以外の河川における今後の水位変化などの河川情報の提供について、今後都が実施する取組に応じて対応を検討していく。	・より効果的で即応性の高い災害対応を実現するため、災害対策本部等の組織体制見直しについて、R5年度も引き続き検討中である。 ・令和2年度に導入した災害情報共有システムを用いた情報共有訓練を水防訓練に併せて実施した。	・東京都や気象庁東京管区気象台から防災情報を区長もしくは防災危機管理課に直接伝達される仕組み（ホットメール）を構築しており、その情報を関係部署に速やかに、かつ、確実に伝達している。	・東京都から避難情報の発令判断を支援するための防災情報を区防災担当部署等で受信できる仕組みを構築している。	引き続きFAX・ホットメールなどからの防災情報を活用していく。 東京都水防災総合情報システム（建設局河川部提供）から渋谷川における水位情報をリアルタイムで把握している。			・洪水予報河川、水位周知河川について、防災情報を区市防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築し、運用している。（建設局） ・防災情報を区市防災担当部署へFAX又はメールで伝達している。（総務局・建設局） ・水位周知海岸について、防災情報を区防災担当部署等に直接伝達する仕組みを構築済である。（港湾局、建設局）	

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	国交地方整備局	東京都	取組機関
②避難指示等発令の対象区域、判断基準等の検討（水害対応タイムライン）	・洪水予報河川と水位周知河川を中心とした、タイムラインの作成状況を確認する。 ・区市町村が定めた洪水・高潮時における避難指示などの発令対象区域、発令判断基準を確認する。	現状と課題	・目黒川や多摩川、高潮、土砂災害に関する避難指示等の発令基準を作成している。	・洪水時における避難情報の発令基準を地域防災計画に定めているが、都市型の集中豪雨に対応できるよう発令基準や対象区域を見直しする必要がある。 ・タイムラインを作成していないことから、その必要性について検討する必要がある。	・3種のタイムライン（大型台風、長期降雨、ゲリラ豪雨）を作成し、地域防災計画に定めている。 ・避難情報の発令基準については、気象庁や東京都が発表する指台情報や河川の水位基準等をもとに定めているが、実際は総合的な災害の発生を踏まえた上での発令になることが想定される。	・平成28年9月に河川氾濫（多摩川、野川・仙川）、土砂災害に関する避難勧告等の判断基準を策定している。発令対象区域は、東京都の野川・仙川浸水予想区域にかかる町丁目としている。 ・野川・仙川のタイムラインには、多摩川におけるタイムラインを準用する。 ・関係機関への周知が課題である。	・避難勧告などの基準は協議をすすめ、渋谷区の基準を作成する。 ・避難所のスキーム作成を、所管を交えて協議をする。 ・タイムライン作成を検討している。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成に関する支援実績はない。 ・国直轄河川の荒川について、荒川下流タイムライン（拡大試行版）の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。		・水位上昇が極めて速い中小河川においては、リードタイムを確保できないため、多機関連携型タイムラインを作成することは困難である。（総務局、建設局） ・災害により区市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難指示及び緊急安全確保措置の全部又は一部を当該区市町村長に代わって実施する。（総務局） ・区のタイムライン策定支援のために、高潮氾濫発生情報の提供を行う必要がある。（港湾局、建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の具体的な取組	・洪水・高潮に関する避難指示等の発令基準を地域防災計画に定めているが、必要に応じて見直しを検討していく。	・都市型の集中豪雨の対応など、必要に応じて、避難情報の判断基準の見直しを行っていく。	・発令対象地域については、複合的な要因による水害の発生が想定されるため、現状あらかじめ指定しておくことが困難であるが、引き続き検討していく。	・必要に応じて、避難指示等の判断基準について見直しを行う。	・避難勧告などの基準は協議をすすめ、渋谷区の基準を作成する。 ・避難所のスキーム作成を、所管を交えて協議をする。 ・タイムライン作成を検討している。	・タイムライン作成を検討している区市町村に対し、気象情報の利用方法の解説等を行うと共に、洪水警報の危険度分布等の利活用促進を図る。		・水害時のタイムラインの作成について、既に運用されているタイムラインの情報を共有するなど、区市町村の取組を支援していく。（総務局、建設局、港湾局）	
		R4年度	・目黒川や多摩川、高潮、土砂災害に関する避難指示等の発令基準を見直した。 ・訓練後に、策定したタイムラインについて検証し、課題の抽出とこれに対する改善策を反映させ、タイムラインの充実を図った。	・目黒川及び呑川について、タイムラインを作成する必要性は感じているが、現在のところ検討していない。 ・目黒川（洪水予報河川）及び呑川（水位周知河川）において、洪水時における避難情報等の発令体制を確立している。	・東京管区気象台による洪水キキクル表示等の見直しにより内川に対し数値通知となったことを受け、地域防災計画に定めている発令基準等について見直した。	・多摩川における避難情報発目型のタイムラインを、都管理河川についても準用し、台風第19号の検証を踏まえた運用について検討している。 ・東京都管理河川について、避難情報発令基準を定めている。 ・都管理河川は水位上昇が速いため、避難を促す情報を区民に伝える方法を、引き続き、関係部署と連携して検討している。	・避難勧告等の基準は、引き続き渋谷川の氾濫危険水位を超えた上で、今後も水位が上昇するおそれがある場合とする。（数分で大幅に水位が変更するため、明確な基準が作れない。） また、防災課と連携し、台風接近時・大雨洪水警報（ゲリラ豪雨）時の水害対応タイムラインを作成済である。	・東京都管理河川におけるタイムライン作成について、今年度の支援実績はなかった。 ・国直轄河川の荒川について荒川下流タイムライン（拡大施行版）の運用に際し、気象情報の提供等を行っている。多摩川タイムラインについても気象情報の提供等を行っている。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。		・今年度、危険度分布「キキクル」の色が変更になったことを受け、「区市町村タイムライン作成手順書」及び区市町村タイムラインなど見直し、区市町村へ展開した。引き続き、区市町村のタイムライン作成を支援していく。（総務局） ・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。（建設局、総務局、港湾局）	
		R5年度	令和4年度に見直した避難指示等の発令基準について、発令体制を確立している。 引き続き訓練で関係部署と連携して体制を強化していく。	・目黒川及び呑川について、タイムラインを作成する必要性は感じているが、現在のところ検討していない。 ・目黒川（洪水予報河川）及び呑川（水位周知河川）において、洪水時における避難情報等の発令体制を確立している。	・関係部署と連携し、避難指示などの発令基準や避難所の開設の流れについて検討している。	・多摩川における避難情報発目型のタイムラインを、都管理河川についても準用し、運用について検討している。 ・東京都管理河川について、避難情報発令基準を定めている。 ・都管理河川は水位上昇が速いため、避難を促す情報を区民に伝える方法を、引き続き、関係部署と連携して検討している。	台風接近時・大雨洪水警報（ゲリラ豪雨）時の水害対応タイムラインを作成済である。 避難指示等の基準は、引き続き渋谷川の氾濫危険水位を超えた上で、今後も水位が上昇するおそれがある場合とする。（数分で大幅に水位が変更するため、明確な基準が作れない。）	・国直轄河川の荒川において、荒川下流タイムラインの運用に際し、気象情報の提供を行っている。 ・区市町村防災担当者との打合せ等連携を強化し、避難指示等の発令基準の見直し等について適宜助言を行っている。		・減災協議会幹事会や区市町村地域防災計画の意見照会等の際に、水害対応タイムラインの作成の有無を確認するとともに、区市町村が避難指示を発令する際の判断基準を確認している。（建設局、総務局、港湾局） ・引き続き区市町村タイムラインの作成を支援していく。（総務局） ・高潮特別警戒水位の改定に伴い、従前どおりに各区へ情報伝達が可能となるよう高潮防災総合情報システムの改修を行った。（港湾局） ・高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位の設定に際し、関係区への運用前事前説明を行った（港湾局、建設局）。	

○第二地区水害情報検討会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

①水管先該性の強化、IOTを活用した高水・雨雲情報の提供	・河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報に加えて住民等への洪水注意報、高水情報や氾濫警戒情報が住民へ確実に伝達される取組を推進する。 ・高水予報河川、水位周知河川、雨量や方向による予測値を提供する河川及び水位観測施設について情報共有する。 ※水管先該性の課題：平常時における降水予報の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水管先該性」と表し、中にこれらの情報を客観的に提供することにも、できる限り高度へ進捗することで水管先該性の課題に対することとされている。	現状と課題	・ホームページで気象情報、河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・洪水情報や避難情報等について、防災行政無線、SNS、避難情報緊急通知コール、ケーブルテレビ字放送、登録制メール等にて住民に伝達している。 ・情報が住民に届実に伝わっていない可能性がある。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・ツイッター・HLJ化等のSNSを通じて、避難情報等を住民に伝える環境を整備した。 ・複数の発信媒体を用いることで情報伝達の確実性は向上したが、配信に係る負担が増えたことにより、配信情報に遅延が生じる可能性がある。	・令和3年度に導入した「大田区防災ポータルサイト」「防災アプリ」によって、平時及び災害時の情報提供を実施している。 ・区ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・防災行政無線（同報系）の情報が、住民に確実に伝わっていない可能性がある。 ・洪水情報や避難情報等について、ホームページ、ツイッター、登録制メール(安全安心メール)等を活用し、住民に伝達している。	・ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・区ホームページで河川水位や河川監視用カメラ等のリアルタイム情報を公開している。 ・防災行政無線（同報系）の情報が、住民に確実に伝わっていない可能性がある。 ・洪水情報や避難情報等について、ホームページ、ツイッター、登録制メール(安全安心メール)等を活用し、住民に伝達している。 ・情報伝達手段が多岐に渡るため、発令時に機器の操作だけでかなりの人数が必要である。 ・防災行政無線、広報車等では、大雨等の場合に、聞き取りが困難である。 ・SNSを利用しない住民等への情報伝達方法が課題である。	・避難情報はHPやtwitterや公用車や防災メールを使用して住民に伝達している。 ・大雨警報などは、自動的に防災メールで発信している。 ・水防活動時、河川や各地の浸水状況はすぐ変動してしまうので、きめ細やかな情報共有が必要である。 ・避難勧告などを発令する場合、情報伝達手段が多岐に渡るため、発令時に機器の操作だけでかなりの人数が必要である。 ・そもそも所在地が異なるため、迅速な対応が難しい。 ・通常の水防本部体制から災害本部体制への移行(土木清掃部➡防災課)の基準が無い。	・洪水予報河川を除く中小河川について、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページで提供している。また、6時間先までの流域雨量指数の予測値を気象庁ホームページで提供している。		・河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。水位やカメラ映像等のリアルタイム情報を「東京都水防災総合情報システム」や「Youtube」で公開し、情報発信を強化している。(建設局) ・発信情報の集約化や有効活用策の検討が必要である。(建設局) ・平常時から潮位データ、海面のライブ映像、気象情報等をウェブ上にリアルタイムで公開する高潮防災総合情報システムを運用している。(港湾局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象庁】 【東京都】 建設局、港湾局
	・令和元年度に合わせ降水予報の情報と洪水時における河川水位等の情報をあわせて「水管先該性」と表し、中にこれらの情報を客観的に提供することにも、できる限り高度へ進捗することで水管先該性の課題に対することとされている。	今後の具体的取組	・各種媒体を活用し、登録制メールや避難情報緊急通知コール等の登録拡大を行い、情報の確実な伝達について検討していく。	・複数の媒体に一斉に情報を配信するシステムを構築し、災害時における速やかな情報伝達に努めていく。	・「大田区防災ポータルサイト」「防災アプリ」について、継続的な機能改修及び周知・広報活動（アプリダウンロード促進）を実施する。 ・防災行政無線（同報系）の更改作業を実施し、情報伝達体制の強化を図る。 ・電話応答サービスの更改を実施する。	・機器操作の訓練を随時実施する。 ・引き続き最善の情報伝達手段を検討する。 ・各種媒体を活用した情報伝達について、引き続き普及啓発を図っていく。	・防災と土木の連携を深めていく。	・気象庁ホームページ等で提供している洪水警報の危険度分布や流域雨量指数の予測値を利活用し、水害の危険性を事前に確認し、防災関係機関や住民が適時適切な防災対応をとるよう、周知広報を行う。		・引続き、監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。閲覧件数やアクセス数等から、活用状況を把握する。(建設局) ・高潮浸水想定区域図の改定に伴い、高潮防災総合情報システムの改修を行う。(港湾局)	
		R4年度	・今年度、防災行政無線で流れた緊急情報が、ラジオで割り込み放送される。防災ラジオの販売を行った。購入の促進については引き続き取り組んで行く。	・災害情報を配信するための職員体制を充実していくとともに、一斉配信システムを導入し、速やかな情報伝達に努めていく。	・計測震度計の更新を実施し、防災行政無線と連携する。 ・令和為ヘの防災行政無線（同報系）設置に向け、現場調査を実施する。 ・令和4年8月、新たに導入した情報ツールを発災時に有機的に活用できるよう、情報伝達訓練を実施した。 ・6月にマイ・タイムライン講習会、8月から10月には水防災講演会の動画を大田区youtubeに公開し、風水害対策や情報収集方法手段について周知した。 ・8月に「大田区防災ポータル」「防災アプリ」を活用して、情報伝達訓練を実施した。	・情報収集、発信を一元管理可能な防災情報システムの選定を行った。(構築完了は40年度)	・避難情報はHPやSNS、防災メールや公用車を使用して住民に伝達しており、引き続き防災と土木の連携を深めていく。	都内の各区市町村長、防災担当者との打合せの際、キキクル（危険度分布）や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施した。		・監視カメラの公開を拡大していく。「東京都水防災総合情報システム」をより使いやすいデザインに変更予定。(建設局) ・高潮防災総合情報システムの改修の検討を行っている。(港湾局)	
		R5年度	防災行政無線で流れた緊急情報が、ラジオで割り込み放送される。防災ラジオの販売を行っている。購入の促進については引き続き取り組んで行く。	・災害情報を配信するための職員体制を充実していくとともに、一斉配信システムを導入し、速やかな情報伝達に努めていく。	・6月、7月にマイ・タイムライン講習会、9月からは水防災講演会の動画を大田区youtubeに公開し、風水害対策や情報収集方法手段について周知した。 ・令和為に防災行政無線（同報系）を新設する。 ・羽田ソラムナードに防災行政無線（同報系）を新設する。 ・防災行政無線放送卓の入替を実施し、放送場だけではなく、防災ポータル・防災アプリへの連携を実施する。	・情報収集、発信を一元管理可能な防災情報システムの構築を行い、情報発信手段の一元化を図った。	避難情報はHPやSNS、防災メールや公用車を使用して住民に伝達している。 別途、「非常区防災ポータルサイト」「防災アプリ」を運用しており避難情報、避難施設の開設状況について伝達手段がある。あわせて、防災キャラバンにて地域住民への周知、導入の促進を図っている	・都内の各区市町村長、防災担当者との打合せの際、キキクル（危険度分布）や流域雨量指数の予測値の活用について周知を実施した。 これまで別々に提供してきた気象庁の「洪水キキクル」と、水官等・国土保全局の「水害リスクライン」を、2月より気象庁ホームページ上で一体的に表示できるよう改善を行った。		・監視カメラや水位計を増設し、リアルタイム情報の公開数を増やしていく。(建設局) ・都民や高潮防災関係機関等に高潮に関する映像情報を迅速かつ的確に提供することを目的とするライブカメラ2台を増設する委託を発注した。(港湾局) ・高潮防災総合情報システムについて、職員用機能及び公開用機能の改修を継続的に進めている。(港湾局)	
②広域レベルの統一化による防災情報の臨場	・中央防災会議で定められた警戒レベルの意図による避難情報や防災気象情報を臨場に運用していく。	現状と課題	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを構築している。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組みを構築している。 ・避難情報の変更について、区のHPや、目黒川及び呑川流域の町会等に、掲示板などを用いて周知を行った。	・警戒レベルの発令について、気象庁や東京都が発表する相当情報を元に発令できるよう発令基準を整理している。但し、実際は複合的な災害の発生を踏まえた上での発令となることが想定される。 ・警戒レベルを用いた避難情報の発令については、平時よりマイ・タイムライン講習会やハザードマップの配布、HP掲載により周知している。	・避難指示等の避難情報発令時に、警戒レベルを付して発令する仕組みを構築した。 ・避難情報発令の判断情報と警戒レベル相当情報との関係が区民にわかりづらい。	・警戒レベルが分かる発表形式で、避難勧告等の発表を行う必要がある。	・防災気象情報について、各警戒レベルとの位置づけを明確化し提供する必要がある。 ・警戒レベルについての周知啓発を進める必要がある。		・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルを明示した発表文を用いて運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)	【区市町村】 ・全区市町村が対象 【気象庁】 【東京都】 ・建設局、港湾局
		今後の具体的取組	・今後必要に応じて見直しを図っていく。	・変更した避難情報について、啓発冊子等の修正のタイミングで適宜周知を行っていく。 ・警戒レベルと避難行動を結びつつより周知を図っていく。	・警戒レベル発令時の文案整理を行っていく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。 ・洪水ハザードマップなどに掲載して配布し、正しい理解に繋がるよう周知を図っていく。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難勧告等の防災情報を発表する仕組みを検討していく。	防災気象情報に、対応または相当する警戒レベルを記載して発表する。 ・警戒レベルについての周知啓発活動を、関係機関と連携して実施する。		・引き続き、現状の取組を進めていく。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)	
		R4年度	見直し等の対応はしていない。	・区主催の防災士向け研修会や地域の会議で、マイタイムラインの作成等を通じて警戒レベルと避難行動について周知を図った。	・警戒レベルを用いた避難情報の発令については、平時よりマイ・タイムライン講習会やハザードマップの配布、HP掲載により周知している。	・ハザードマップなどに掲載して配布する等、正しい理解に繋がるよう周知を図った。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組み(タイムライン)を作成済み	・気象庁ホームページのキキクル（危険度分布）について、警戒レベル相当の「災害切迫」(黒）を新設するとともに、警戒レベル4相当を「危険」(紫)に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるようにする改善を実施。 ・自治体向け講習会や担当者打合せの機会に警戒レベルの説明を行った。		・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)	
		R5年度	見直し等の対応はしていない。	・5月に目黒区が主催で開催した水防フェスタにおいて、マイタイムラインの紹介等を通して警戒レベルと避難行動について周知を図った。	・警戒レベルを用いた避難情報の発令については、平時よりマイ・タイムライン講習会やハザードマップの配布、HP掲載により周知している。 ・風水害発生時に、避難情報等が住民に確実に伝わるような手段について、可能な限り多くの手段を運用できるよう引き続き検討していく。	・ハザードマップなどに掲載して配布する等、正しい理解に繋がるよう周知を図った。	・気象庁や東京都が発表する情報を元に、警戒レベルが分かる形式で、避難指示等の防災情報を発表する仕組み(タイムライン)を作成済み	・線状降水帯による大雨により、災害の危険度が急激に高まっていることを「顕著な大雨による気象情報」により発表しているが、5月より大雨災害への危機感をいち早く高めてもらうため、最大で30分程度前倒しして発表するよう改善を行った。 ・自治体向けの講習会や担当者打ち合わせ、気象防災ワークショップなどの機会を活用し、警戒レベルの説明を行った。		・洪水予報及び水位周知情報について、警戒レベルが分かる発表文により運用している。(建設局) ・高潮氾濫発生情報を運用をしている。(港湾局、建設局)	
項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関	
③放流量調整の機能に関する情報共有及びダム放流情報の活用	・ダムや調節等の施設に係る機能や避難に関する情報共有を行う。 ・連絡行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じて改修の検討を行う。	現状と課題			・各種ダムの放流情報について、避難情報発令に係る参考情報としているが、詳細な発令基準としては設定していない。	・小河内ダム、白丸ダムから放流通知等を受けており、避難勧告等の発令や水防活動の参考にしている。				・ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行っている。(水道局、建設局) ・関係機関にダム放流に関する情報を伝達している。(水道局、交通局)	【区市町村】 小河内ダム、白丸ダムからの放流通知を受ける自治体のみ対象(都水防計画に基づく関係機関) 【東京都】 水道局、交通局、建設局	
		今後の具体的取組			・放流報について、避難対策に活用するための手段を検討する。	・引き続き参考情報として取り扱っていく。				・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局) ・避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて、必要に応じての改善の検討を行う。(水道局、交通局)		
		R4年度			・小河内ダムの事前放流及び緊急放流による多摩川下流部の水位への影響（シミュレーション等）について、京浜河川事務所へ情報提供を要請している。	・ダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を引き続き求めている。また、事前放流に伴う区民や河川敷利用者への避難周知のあり方を検討する前提の情報提供を、京浜河川事務所と東京都水道局に求めている。				・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)		
		R5年度			・小河内ダムの事前放流及び緊急放流による多摩川下流部の水位への影響について、他の防災情報と併せて総合的に判断し、避難情報等の発令を行うこととして検討している。	・ダムの放流情報の内容や通知のタイミングについて確認を引き続き求めている。また、事前放流に伴う区民や河川敷利用者への避難周知のあり方を検討する前提の情報提供を、京浜河川事務所と東京都水道局に求めている。				・引き続き、水防計画に基づき、関係機関にダム放流に関する情報を確実に伝達する。(水道局、交通局、建設局) ・引き続き、ダムや堤防等の施設に係る機能や避難の必要性等に関する情報提供を行う。(水道局、建設局)		
④都鉄区市町村への避難体制の共有	・洪水予報区域図、高潮浸水想定区域図等を基に避難場所、経路を検討する。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し連絡体制を構築していく。	現状と課題	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえて避難場所を設定している。	・氾濫しても予想されている浸水深く垂直避難を想定していることから、隣接区市町村への避難等は計画していない。	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等をもとに水害時緊急避難場所や避難行動に関するフローチャートを掲載したハザードマップを作成している。	・区内の避難場所については、ハザードマップなどに記載し、経路を自主的に検討するよう促している。 ・隣接区市町村への避難体制については、区内の浸水想定区域外への避難を計画していたため、検討していない。	・ハザードマップで避難場所を公表している。 ・ハザードマップ上の避難場所はあくまでも、地震時のものであり、治水区の水防における避難所が載っているわけではない。 ・避難経路の記載はない。 ・現在浸水深の低い地区は垂直垂直避難を考えており、、隣接区への避難等は計画していない。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認する必要がある。			・想定最大規模降雨による浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。(建設局、下水道局) ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。(港湾局、建設局) ・区市町村が作成している水害ハザードマップ掲載ページへのリンクを掲載している。(建設局) ・区市町村間の避難にかかる調整を支援している。(総務局)	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 ・建設局、下水道局、港湾局、総務局	
		今後の具体的取組	・想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえて避難場所を設定しており、必要に応じて見直しを検討していく。	・隣接区と連携し、境界付近に住んでいる住民へ情報提供できるよう検討していく。	・引き続き、ハザードマップ等を通じて、各自がとるべき避難行動に関して周知を図っていく。	・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や令和発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・ハザードマップをより良いものにする。 ・隣接区市町村の避難場所を共有し、連絡体制を構築していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、現在の避難場所を確認し、必要に応じて見直しを検討していく。			・都が公表した高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援している。(港湾局、建設局) ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援している。(建設局、下水道局) ・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援している。(下水道局) ・引続き、区市町村間の避難にかかる調整を支援する。(総務局)		
		R4年度	・想定最大規模降雨の浸水予想区域図等を踏まえて避難場所や避難行動を見直した。	・隣接区への避難は計画していないが、連携し、境界付近に住んでいる住民へ情報提供できるよう検討していく。	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等をもとに水害時緊急避難場所や避難行動に関するフローチャートを掲載したハザードマップを作成している。	・近接区市の避難情報の発令や疑門・疑管の閉鎖状況等を共有できるよう連絡体制を確認した。	・東京都が開催する避難場所指定連絡会議に参加し、近隣区と避難場所を共有・連絡体制を構築済み。			・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・引続き、高潮浸水想定区域図を基に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)		
		R5年度	・風水害時の河川の状況や避難情報の発令時期について、隣接区と連絡体制を密にしていく。	・隣接区への避難は計画していないが、連携し、境界付近に住んでいる住民へ情報提供できるよう検討していく。	・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等をもとに水害時緊急避難場所や避難行動に関するフローチャートを掲載したハザードマップを作成している。 ・風水害発生時は近隣区市町村と避難所の開設等について連絡を密に行い、近隣区で対応に大きな差がないよう調整を行っている。	・近接区市の避難情報の発令や疑門・疑管の閉鎖状況等を共有できるよう連絡体制を確認した。	・大規模水害の際の広域避難先として、渋谷区内の施設を5か所指定している。			・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。(建設局、下水道局) ・高潮浸水想定区域図を基に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。(港湾局、建設局) ・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。(下水道局) ・内閣府と共同で設置している「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、首都圏における大規模風水害時の広域避難等を円滑に実施するために、各機関が連携して必要な取組事項等について検討を進めている。(総務局)		

○第二地域本協議会幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①想定最大雨量規模降雨に係る浸水予想区域図の共有 **・最大雨量規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、最大雨量区域図を作成（次期改定）** **・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成及び高潮浸水予想区域図の共有** **・想定最大規模の高潮に係る高潮浸水想定区域図作成の早期令和5年度に伴う見直し**	**・浸水想定区域図や住宅地図等から、要配慮者利用施設の抽出を行っている。** **・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。** **・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成状況・訓練の実施状況の現状確認や未作成・未実施の施設に対する支援等を行っている。** **・また、施設に対する支援等については、庁内の防災担当部署と福祉・健康部署等との役割分担を明確にする。**	**・浸水想定区域図や住宅地図等から、要配慮者利用施設の抽出を行っている。** **・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。** **・地域防災計画に定められた施設における避難確保計画の作成・訓練の実施等について、区が把握し周知を行っている。** **・要配慮者利用施設の状況把握に時間を要しており、地域防災計画に定めるべき施設であるかどうかの確認ができていない。**	**・地域防災計画で定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。**	**・多摩川浸水想定区域内の要配慮者利用施設は定めており、要配慮者利用施設を管理する所管と協力し、避難確保計画の作成を指示している。**	**・現在渋谷川周辺の要配慮者利用施設の所管に、頭出しをした段階である。** **・所管で施設をピックアップした結果、新規で浸水想定区域内に要配慮利用施設が無いことが判明したため、改定予定無し。** **・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認する必要がある。**			**・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表しており、神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表予定。（建設局、下水道局）** **・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。（港湾局、建設局）** **・区市町村に対して、都各局が所管・管理する施設一覧を情報提供を行い支援している。（建設局）** **・所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。（生活文化スポーツ局）** **・東京都家屋対策基本方針に基づく、都民や企業の自助を促進する対策として、各施設管理者と行政が協働で計画の策定等を行うことを目的とした「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置。大規模地下街等で緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定。（都市整備局）** **・区市町村地域防災計画に位置付けられた所管する要配慮者利用施設について、避難確保計画が早期に作成されるよう指導を行う必要がある。（福祉保健局）** **・想定最大規模降雨による浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。（下水道局）** **・都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について周知している。（教育庁）**	**【区市町村】** **全区市町村が対象** **【東京都】** **建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局、都市整備局（一、二、三、四、六建管内のみ）**
		今後の実施内容	**・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。** **・避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務化されたことについて、周知していく。**	**・浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し地域防災計画に記載していくとともに、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。**	**・引き続き、地域防災計画で定めた要配慮者利用施設について、避難確保計画の提出を促している。**	**・東京都管理河川の浸水が想定される区域内の要配慮者利用施設を把握し、地域防災計画への記載を検討し、当該施設に対して避難計画の作成や避難訓練の実施状況を確認していく。**	**・所管を通し、平成30年の5月を目途に、避難計画作成と避難訓練の実施を実施させる。** **・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の要配慮者利用施設等を確認し、地域防災計画に定める必要性について検討していく。**			**・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。（建設局、下水道局）** **・引き続き、区市町村に対して、情報提供を行い支援していく。** **・必要に応じ、所管する私立学校及び区市町村私立学校所管部局への更なる周知を行うとともに、私学部が行う実地指導等において訓練の実施状況等の確認を行う。（生活文化スポーツ局）** **・各施設管理者の意見等を踏まえ、浸水対策計画の更なる充実を図る。（都市整備局）** **・区市町村と共同し、所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の点検を行う。（福祉保健局）** **・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区が行う浸水ハザードマップ等の作成を支援していく。（下水道局）** **・引き続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。（下水道局）** **・区市町村と協力して、都立学校等に対し、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成義務等について更なる周知を行う。（教育庁）**	
	・浸水想定区域図、最大雨量規模降雨、高潮浸水想定区域図等を元に浸水想定区域図を作成し、避難者等利用施設および地下街等の立地状況を確認する。 **・地域防災計画に定められた要配慮者利用施設において避難確保計画の作成状況、訓練実施の実施状況を確認する。** **・地域防災計画に定められた地下街等に対して浸水防止計画の作成状況、避難訓練の実施状況を確認する。** **・大雨時地下街等の浸水対策に対する対策協議を実施し、避難施設を確定する。**	**R４年度**	**・地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率100%を達成した。（令和4年11月末時点）**	**・地域防災計画に定めた要配慮者利用施設等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認し、助言・指導を行った。** **・避難確保計画作成や避難訓練を実施していない施設の把握に努め、実施率100%に向け推進していく。**	**・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。**	**引き続き、避難確保計画作成対象である要配慮者利用施設に対し、計画の作成や訓練の実施を促している。**	**・要配慮者利用施設における避難確保計画作成済。** **・東京都と協力し、地下街の避難確保計画を作成中。** **・東京都地下街等浸水対策協議会に参画し、渋谷駅地下街における浸水防止計画、浸水対策（止水板設置）、避難の実動訓練を実施済**			**・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。（建設局、下水道局）** **・引続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）** **・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認し、必要に応じ、取組内容を共有するなどの支援を行った。また、要配慮者利用施設の避難確保計画作成率が低く、未作成の施設数が多い5区3市を対象に、現状の課題について個別のヒアリングを実施し、作成率が高い2区の独自の工夫事例について共有を図り、関交省水管理・国土保全局にも適宜情報共有し、必要な支援を求めた。（建設局）** **・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施（生活文化スポーツ局）** **・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事会を1回開催した。（都市整備局）** **・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、7地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、状況を実際の有事に近づけ、実働訓練の実効性を高めるため、利用者 としての役だけを与え 訓練シナリオを与えない参加者を用意して行った。（都市整備局）** **・避難経路の精査については、池袋、新橋の2地区で、地元区と施設管理者ともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。（都市整備局）** **・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を行った。（福祉保健局）** **・要配慮者利用施設に位置付けられた都立学校に対して、避難確保の計画の作成及び区市町村への提出並び（避難訓練の実施）について適切に対応するよう周知した。（教育庁）**	
		R５年度	**・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。** **・地域防災計画に新規指定した施設に対して、避難経路の見直し等の避難確保計画に対する助言・勧告をメールにて行った。**	**・地域防災計画に定めた要配慮者利用施設等に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。** **・避難確保計画作成や避難訓練を実施していない施設の把握に努め、実施率100%に向け推進していく。**	**・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況を確認した。** **・計画未作成や訓練未実施の施設に対して、計画の作成や訓練実施の支援となる情報の提供を行った。**	**・地域防災計画に記載した施設に対して、避難確保計画の作成状況を確認した。** **・引き続き、要配慮者利用施設に対し、訓練の実施を促している。**	**・要配慮者利用施設における避難確保計画作成済。** **・東京都に協力し、最低年1回の避難訓練を実施している。** **・東京都地下街等浸水対策協議会に参画し、渋谷駅地下街における浸水防止計画、浸水対策（止水板設置）、一般参加者を交えた避難の実動訓練を実施済**	**・一都自治体の地域防災計画に定めた施設等に対して、防災気象情報の活用方法について説明会を実施した。**			**・各区市町村の避難確保計画作成状況や避難訓練実施状況を確認するため、アンケート調査を実施し、結果の共有を行った。また、アンケート結果を踏まえ、関東地整と合同の意見交換会を開催することで必要な支援を行った。（建設局）** **・引続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）** **・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ・雨水出水浸水想定区域図等の作成を支援していく。（建設局、下水道局）** **・東京都地下街等浸水対策協議会では、12地区部会を計24回、幹事会を1回開催した。（都市整備局）** **・出水期前には、各地区では地元区とともに緊急連絡体制に基づく情報伝達訓練を実施した。また、6地区では避難誘導、浸水防止対策の実働形式による訓練を実施した。なお、渋谷地区の訓練では、避難誘導の実効性を向上させるため小学生の親子を対象とした避難訓練イベントを初開催した。（都市整備局）** **・避難経路の精査については、新宿区、新宿区の2地区で、地元区と施設管理者ともに実施した。また、7月から10月に地下街等の浸水避難を支援する映像を各施設管理者のデジタルサイネージ等で上映した。（都市整備局）** **・学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について周知を行うなどの取組を実施（生活文化スポーツ局）** **・所管法令に基づく指導監査等の際に避難確保計画の確認を実施。（福祉局・保健医療局）**	

平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①想定最大雨量規模降雨に係る浸水予想区域図の共有 **・最大雨量規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、最大雨量区域図を作成（次期改定）** **・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成及び高潮浸水予想区域図の共有** **・想定最大規模の高潮に係る高潮浸水想定区域図作成の早期令和5年度に伴う見直し**	**・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の共有** **・最大雨量規模降雨に係る浸水予想区域図を基に、最大雨量区域図を作成（次期改定）** **・想定最大規模の高潮による浸水想定区域図の作成及び高潮浸水予想区域図の共有** **・想定最大規模の高潮に係る高潮浸水想定区域図作成の早期令和5年度に伴う見直し**	**現状と課題**							**想定最大規模降雨による浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。（建設局、下水道局）** **・高潮浸水想定区域図を公表している。（港湾局、建設局）** **・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っている。（港湾局、建設局）** **・既往の浸水予想区域図を基に小防流に基づく洪水浸水想定区域図を作成する必要がある（建設局、下水道局）。**	**【東京都】** **建設局、下水道局、港湾局、福祉保健局** **【市町村】** **市町村のみが対象** **（下水道等排水施設に関する雨水出水（内水）への対応**
		今後の実施内容								**・引続き、雨水出水浸水想定区域図の作成及び雨水出水浸水想定区域の指定について検討していく。（建設局、下水道局）** **・引続き、市町村が作成する雨水出水浸水想定区域図の作成について技術支援を行っていく。（建設局、下水道局）** **・高潮浸水想定区域図を改定していく。（港湾局、建設局）** **・既往の浸水予想区域図を基に小防流に基づく洪水浸水想定区域図を作成できる資、情次公表・普及啓発していく（建設局、下水道局）。**	
		R４年度								**・雨水出水浸水想定区域図を順次作成（下水道局）** **・市町村が策定する雨水出水浸水想定区域図を技術支援する（下水道局）** **・高潮浸水想定区域図の改定検討を行っていく。（港湾局、建設局）** **・既往の浸水予想区域図を基に小防流に基づく洪水浸水想定区域図の作成に着手した（建設局、下水道局）**	
		R５年度								**・既往の浸水予想区域図を基に水防法に基づく洪水浸水想定区域図を作成し指定・公表した。（建設局）** **・高潮浸水想定区域図の改定及び関係自治体との調整を行っていく。（港湾局、建設局）** **・雨水出水浸水想定区域図を順次作成（下水道局）** **・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局）** **・引続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）**	
②水害ハザードマップの作成、収集と周知	**・浸水予想区域図、高潮浸水想定区域図等を基に水害ハザードマップの作成徹底と作成状況を共有する。** **・水害ハザードマップを住民へ地域特に高知りを方法を検討する。** **・わかりやすい水害ハザードマップへの改良について検討する。**	**現状と課題**	**・東京都や国土交通省が公表している洪水浸水予想区域図等を基にハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。** **・豪雨対策を基本に、浸水予想区域図や浸水ハザードマップにより、浸水の危険性や避難場所・避難経路を事前に認識できるようにしている。** **・住民へ効果的に周知する方法をさらに検討していく必要がある。**	**・東京都が公表している城南地区河川流域浸水予想区域図を基に、水害ハザードマップを作成し、区のホームページ及び防災行動マニュアルに掲載し、公表している。** **・水害ハザードマップには、浸水する範囲やその程度、避難所、土砂災害危険箇所を掲載している。** **・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。**	**・東京都が公表している洪水浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し、ホームページ等で公表している。**	**・東京都が公表している浸水予想区域を基にハザードマップを作成し、ホームページでの公開や、区施設で幅広く窓口配布を行っている。** **・ハザードマップには、浸水予想区域に加え、河川の洪水予報に関する情報や避難に関する情報を記載している。** **・住民へ効果的に周知する方法を検討する必要がある。** **・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、ハザードマップの更新について検討する必要がある。**	**・東京都が公表している浸水予想区域図を基にハザードマップを作成し公表している。** **・原知は窓口配付と中公開で行っている。** **・避難所と防災関係機関連絡先を載せている。** **・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、渋谷川・古川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたら、ハザードマップの更新を行う。**			**・想定最大規模降雨による浸水予想区域図を作成・公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。（建設局、下水道局）** **・高潮浸水想定区域図を公表し、区によるハザードマップの作成を支援している。（建設局、下水道局、港湾局）**	**【区市町村】** **全区市町村が対象** **【東京都】** **建設局、下水道局、港湾局**
		今後の実施内容	**・住民へ効果的に周知する方法を検討していく。**	**・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。** **・今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、検討していく。**	**・引き続き、住民へ効果的に周知する方法を検討していく。**	**・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、検討していく。** **・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。**	**・神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図や今後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図を踏まえ、検討していく。** **・住民へ効果的に周知する方法を検討し実施していく。**			**・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局）** **・引続き、市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援していく。（下水道局）** **・区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）**	
		R４年度	**・ハザードマップを含む「品川区防災地図」について、令和4年度中に改定、全戸配布を予定している。** **・今年度改定のハザードマップは、より分かりやすく見やすい内容・デザインを検討し、改良した。** **・区公式LINEで「日頃の防災」というタブを新たに設け、ハザードマップをLINEから簡単に確認できるようにした。**	**・ハザードマップを増刷し、積極的に配布を行うことで広く住民に周知をした。**	**・マイタイムライン講習会の機会を捉えて、ハザードマップの見方などを伝え、住民の認知度の向上を図った。** **・外国人など様々な方の理解を深めるため、英語・中国語併記版及びやさしい日本語版のハザードマップを作成し配布を行っている。（令和5年度配布予定）**	**・ハザードマップに水害時避難行動判定フローや台風接近時のタイムラインを入れ、住民が取るべき行動がわかりやすいよう工夫した。**	**・想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップを作成・公表済。** **・さらに令和3年3月には多言語版（英語・中国語（簡体字）・中国語（繁体字）・韓国語）も公表** **・引き続きホームページで公開、窓口配布を行っていく。** **・防災キャラバン（地区防災訓練、R4は3地区）に水防ブースを出展し、来場者へハザードマップを周知・説明した。**			**・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成を技術支援。（下水道局）** **・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局）** **・引続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）**	
		R５年度	**・ハザードマップを含む「品川区防災地図」について、令和4年度中に改訂し、普及啓発を行っている。特に、令和4年度中に合わせて作成した防災地図の内容説明動画をYouTubeで公開し、周知・活用している。**	**・防災訓練や講演会等で積極的に参加者に配布を行った。また、区掲載においても水害ハザードマップの使用方法についての特集記事を発行した。**	**・マイタイムライン講習会の機会を捉えて、ハザードマップの見方などを伝え、住民の認知度の向上を図った。** **・外国人など様々な方の理解を深めるため、英語・中国語併記版及びやさしい日本語版のハザードマップを作成し配布を行っている。** **・区の行政サービス等を掲載している「大田区くらしのガイド」という冊子にハザードマップの一部を統合し、転入者を ほぼ 全区民に周知を行った。**	**・住民へハザードマップを周知するため、中小河川浜水浸水想定区域等へ個別配布を行った。** **ハザードマップに水害時避難行動判定フローや台風接近時のタイムラインを入れ、住民が取るべき行動がわかりやすいよう工夫した。**	**・ホームページで公開、窓口配布を行っている。** **・出水期前に町会掲示板・区報にてハザードマップの掲載を行っている。** **・防災キャラバン（地区防災訓練、区内全11地区のうち、6地区）に水防ブースを出展し、来場者へハザードマップを周知・説明した。**			**・市町村の内水ハザードマップの基となる、市町村の雨水出水浸水想定区域図の作成技術支援。（下水道局）** **・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局）** **・引続き、区による高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）**	

○第二地区本協議会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑧まるごと防もごとハザードマップの促進	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組状況と施策事例を共有する。	現状と課題	・海抜表示板を電柱や街頭消火器、町会の掲示板等に設置している。	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討する必要がある。	・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」や他区市町村の取組事例について研究し、取り組みについて検討している。	・「まるごとまちごとハザードマップ」の取組として、多摩川洪水浸水想定区域内に多摩川の想定浸水深表示板を設置した。	・「まるごと・まちごとハザードマップ」の作成には取り組んでいない。			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援している。（建設局）	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局
		今後の取組内容	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に取組の実施について検討。	・引き続き設置後の反響を受けて取り組みを検討する。	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討していく。			・引き続き、国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成を支援していく。（建設局）	
		R4年度	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に取組を検討している。	・現状取組み予定なし	・設置の反響を受けて、今後の取組について検討を進めた。	・現状取り組む予定なし			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。（建設局）	
		R5年度	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・他区市町村の取組事例を参考に検討していく。	・現状取組み予定なし	・設置の反響を受けて、今後の取組について検討を進めた。	・現状取り組む予定なし			・国からのまるごとまちごとハザードマップ実施の手引きに関する情報を区市町村へ提供し、作成の取組を支援した。（建設局）	

項　目	東京都管轄河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑨浸水実績等の周知	・浸水実績等に関する情報を共有し、住民等への周知に資する取組を検討する。	現状と課題	・ホームページで浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。	・浸水実績については、区ホームページに公表するとともに、電話及び窓口にて住民等の問合せに回答している。 ・浸水実績を住民へ周知する方法について、検討していく必要がある。	・区ホームページ及び窓口にて引き続き公表している。 ・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・ホームページおよび窓口で浸水実績を公表。	・窓口受付で浸水実績を公表している。 ・より多くの住民へ周知する方法を検討する必要がある。			・ホームページで浸水実績を公表している。（建設局） ・より多くの住民に対して周知していく必要がある。（建設局）	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】建設局
		今後の取組内容	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。	・他区市町村の取組を参考に、住民へ周知する方法を検討していく。	・区ホームページ及び窓口にて引き続き公表していく。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討する。	・他区市町村の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。			・他自治体の取組を参考に、より多くの住民へ周知する方法を検討していく。（建設局）	
		R4年度	・浸水実績をホームページに公表している。 ・ハザードマップに浸水実績を掲載するなど、住民への周知を図っている。	・浸水実績については、区ホームページに公表するとともに、電話及び窓口にて住民等の問合せに回答している。	・区ホームページ及び窓口にて引き続き公表している。	・引き続き、ホームページおよび窓口で「浸水確認箇所」として区が確認できた浸水実績を公表していく。	・ホームページおよび窓口で浸水実績を公表している。 ・防災キャラバン(地区別防災訓練、区内全11地区、R5年8地区、R4年5地区)に水防ブースを出展し、来場者へ浸水実績を周知・説明した。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報紙等を活用し、水防災情報の発信を実施している。 ・今後は、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの構築に取り組む。（建設局）	
		R5年度	・浸水実績をホームページに公表している。 ・ハザードマップに浸水実績を掲載するなど、住民への周知を図っている。	・浸水実績については、区ホームページに公表するとともに、電話及び窓口にて住民等の問合せに回答している。	・区ホームページ及び窓口にて引き続き公表している。	・引き続き、ホームページおよび窓口で「浸水確認箇所」として区が確認できた浸水実績を公表していく。	・ホームページおよび窓口で浸水実績を公表している。 ・防災キャラバン(地区別防災訓練、区内全11地区、R5年8地区、R4年5地区)に水防ブースを出展し、来場者へ浸水実績を周知・説明した。 ・出水期前に町会掲示板にて浸水実績等の案内を行っている。			・ホームページで過去の浸水実績について公表している。また、各種パンフレットや広報紙等を活用し、水防災情報の発信を実施している。（建設局） ・また、水害リスクに対する意識啓発や防災情報の発信強化に向け、浸水リスクや水害実績等のハザード情報を容易に閲覧できるシステムの運用開始を予定している。（建設局）	
⑩自助・共助の仕組みの強化	A　住民一人ひとりの避難計画等の作成を促進する。	現状と課題	・住民に対する水害に関する講座やE-ラーニングを実施し、水害リスクに関する周知を図っている。 ・自助の取組を促すために、マイタイムラインの冊子を配布している。	・風水害時の自助の取組を促すために、東京都が作成した「東京マイ・タイムライン」の冊子を配布している。	・マイ・タイムライン講習会を実施し、区民へ水害時の避難対策等の普及啓発を行っている。	・東京都と共同で、東京マイ・タイムライン周知・啓発を行う。				・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。（総務局）	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】総務局
		今後の取組内容	・住民に対して、風水害時の備えに関する講座の実施をさらに促進し、水害リスクに関する周知を促進していく。	・住民一人ひとりが安全に避難することができるように、避難計画の作成等自助の支援への取組を検討していく。	・多くの区民へ普及啓発ができるよう、周知方法について検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。	・住民一人ひとりの自助を支援する取組を加速する方策を検討していく。			・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する。（総務局） ・引き続き、セミナー事業を通じマイ・タイムライン普及拡大に取り組む。また、セミナーの実施にあたっては区市町村や国と連携し、各地域のニーズを踏まえたより効果的な開催先・受講団体を選定する。（総務局）	
		R4年度	・しながわ防災学校にて、風水害に関するE-ラーニング講座を実施した。 ・東京マイタイムラインを使用した講座の実施を行った。	・住民一人ひとりが安全に避難することができるように、避難計画の作成等自助の支援への取組を検討していく。	・区民の自助意識向上を図るため、6月に区内各所でマイ・タイムライン講習会を実施した。 ・地域の団体向けに、マイ・タイムライン講習会の出前講座を実施した。	・区の広報紙やハザードマップにより、東京マイ・タイムライン等を活用して、あらかじめ風水害時の行動を確認するよう周知した。 ・一部地域向けに、東京都と共同で東京マイ・タイムラインを活用した講習会を実施した。	・住民一人ひとりの避難経路確認等の周知に取り組んでいる			・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。（総務局） ・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している（総務局） ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを制作・配信し、利用率向上を目標とした広報に取り組んでいる。（総務局） ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。（総務局） ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、親子、企業、学校を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。（総務局）	
		R5年度	・しながわ防災学校にて、風水害に関するE-ラーニング講座を実施した。	5月の水防訓練でマイタイムラインの普及啓発と冊子の配布を行った。	・区民の自助意識向上を図るため、6月、7月に区内各所でマイ・タイムライン講習会を実施した。 ・地域の団体、小学校向けに、マイ・タイムライン講習会の出前講座を実施した。	・区の広報紙やハザードマップにより、東京マイ・タイムライン等を活用して、あらかじめ風水害時の行動を確認するよう周知した。	・防災キャラバン(地区別防災訓練、区内全11地区のうち6地区)に水防ブースを出展し、来場者へハザードマップの周知と合わせ、東京マイタイムラインの説明、配布を行った。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。（総務局） ・都内全ての小中学校・高等学校や、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している（総務局） ・「東京マイ・タイムライン」のアプリ版コンテンツを配信するとともに、利用率向上を目標として、電車内広告や都内デジタルサイネージ等を活用した広報に取り組んでいる。（総務局） ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。（総務局） ・都民の風水害に対する対応力を高めるため、町会・自治会、学校、親子、企業を対象として東京マイ・タイムラインセミナーを実施している。（総務局）	
	B　水害リスクを考慮した避難行動要支援者ごとの個別避難計画策定の推進及び個別行動支援等・要配慮者支援等連絡会への水害リスク施策について、検討する。	現状と課題	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新を行っている。 ・避難行動要支援者の個別計画の策定について、取組を進めている。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定について、取組を進めている。	・避難行動要支援者名簿を作成し、円滑な活用に向けて町会等と協定を結んでいる。	・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。			・災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っている。（福祉保健局）	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】福祉保健局
		今後の取組内容	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画の策定について、取組を進めていく。 ・個別計画の策定にあたっては、ハザードマップで被害が想定される地域に居住している方を優先する。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定について、取組を進めていく。	・引き続き、避難行動要支援者名簿の円滑な活用に向けた取り組みを検討する。	・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めていく。			・引き続き、災害対策基本法に定められている避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別避難計画策定の取組みについて、区市町村の支援を行っていく。（福祉保健局）	
		R4年度	・避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めた。 ・災害への備えについて周知するチラシを対象者に送付した。	・避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別計画プラン(個別避難計画)策定について、取組を進めた。 ・介護事業者や指定相談支援事業所等へ個別避難計画作成・更新の依頼を行う際に、ハザードマップで被害が想定される地域の居住者を優先するよう周知等を行った。 ・介護事業者連絡会の研修等の場を活用し、ハザードマップ等の周知を行った。	・要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会を、支援者や当事者を対象に実施した。 ・区職員及び福祉専門職による個別避難計画の作成について、取組みを進めた。 ・本人・家族による個別避難計画の作成について、ホームページ等で周知を図った。 ・区、当事者、支援者が連携して個別避難計画の作成や避難行動要支援者対策を推進できるよう「避難行動要支援者対策連絡会議」を開催した。	・多摩川洪水浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者に啓発リーフレットを配布した。 ・引き続き、避難行動要支援者名簿の円滑な活用や個別避難計画策定に向けた取り組みを進めている。	・避難行動要支援者名簿・避難行動要支援者の個別計画を策定済み。			区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施している。（福祉保健局）	
		R5年度	・引き続き避難行動要支援者名簿の策定・更新や避難行動要支援者の個別計画策定について、取組を進めている。 ・ケアマネージャーや相談支援事門員等の福祉関係者に対し、防災の基礎および個別避難計画に関する研修会を行った。	・避難行動要支援者名簿の更新や避難行動要支援者の個別支援プラン(個別避難計画)策定について、取組を進めた。 ・個別支援プランの新規・更新作成については、要介護度の高い人やハザードマップ上の被害想定区域に居住する人を優先して作成するものとし、作成支援者（介護事業者、指定相談支援事業所、包括支援センター等）への周知を図った。 ・水害ハザードマップを掲載した要配慮者向け防災行動マニュアルを配布し、普及啓発を行った。	・要配慮者のためのマイ・タイムライン講習会を、支援者や当事者を対象に実施した。 ・区職員及び福祉専門職による個別避難計画の作成について、取組みを進めた。 ・本人・家族による個別避難計画の作成を推進するため、個別避難計画書等を直接送付した。併せて、個人の避難行動の考え方や地域性を把握する機会とするため、災害時に関するアンケートを同封し、調査を行った。 ・区、当事者、支援者が連携して個別避難計画の作成や避難行動要支援者対策を推進できるよう「避難行動要支援者対策連絡会議」を開催した。	・引き続き、避難行動要支援者名簿の円滑な活用や個別避難計画策定に向けた取り組みを進めた。	・避難行動要支援者名簿・避難行動要支援者の個別計画を策定済み。	・気象情報と区市町村が取るべき対応の関係や、過去の災害における要配慮者の被害の事例等を区市町村の福祉部門と防災部門に紹介した。		区市町村の効果的・効率的な個別避難計画の作成を推進するため、区市町村担当者向け研修会での事例紹介や、包括補助による財政支援を実施。（福祉局）	
	C　地域防災力の向上のための人材育成を検討する。	現状と課題	・しながわ防災学校等で住民に対する水害に関する講座等を実施し、水害リスクに関する周知を図っている。	・地域防災力向上のため、水害に関する自助・共助の取組を促進する方法を検討する必要がある。	・マイ・タイムライン講習会や地域講話によって、水害リスクの周知を行っている。	・地域の防災リーダーの育成を目的として、防災士の資格取得を支援している。	・年一回の水防訓練の実施において、区職員と警察・消防・消防団で参加型の水防訓練を実施し、水害に対する啓発を行っている。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。（総務局）	【区市町村】全区市町村が対象【東京都】総務局、建設局
		今後の取組内容	・引き続き、しながわ防災学校を中心に、普及啓発活動を実施し、防災リーダーの育成に向けた取組を行っていく。	・住民に対し水害リスクに関する啓発・周知を促進するため、防災士や防災区民組織など地域防災リーダーの育成に向けた取組を検討する。	・今後、水害時の避難訓練の実施等を検討する予定。 ・引き続き、地域向けの講習会等を実施していく。	・上記の取り組みを引き続き実施していく。	・年一回の水防訓練の実施において、警察・消防・消防団で参加型の水防訓練を実施し、水害に対する啓発を行っていく。			・地域防災力の向上のための人材育成に向けて検討を進める（総務局） ・マンション居住者等を対象としたマンション防災セミナーを実施する（総務局）	
		R4年度	・しながわ防災学校等で、E-ラーニング講座も含め、住民に対する水害に関する講座等を実施し、水害リスクに関する周知を図った。	・住民に対し、災害時の避難行動（分散避難・在宅避難など）について、区報やホームページで周知・啓発している。 ・地域の防災リーダーの育成を目的として、防災士資格取得助成を行っている。 ・区の助成を受けた防災士に対し、希望する者には随時防災イベント等の情報提供を実施している。 ・住民に対し水害リスクに関する啓発・周知を促進するため、防災士や防災区民組織など地域防災リーダーの育成に向けた取組を検討している。	・自治会・町会を始めとした各種団体に向けて風水害の講話を行い、マイ・タイムラインや要配慮者支援の重要性を周知した。	・各地域で地域住民と防災塾を開催している。 ・地域の防災リーダーの育成を目的として、防災士の資格取得を支援している。	・消防団参加による水防訓練を関係行政機関(消防・警察)と連携し開催、実践的な訓練のみならず、顔合わせによる連携体制確率を模索。			・都民の防災知識を高めるために、東京防災学習セミナーや東京防災ホリデーセミナーを実施している。（総務局）	
		R5年度	・しながわ防災学校等で、E-ラーニング講座も含め、住民に対する水害に関する講座等を実施し、水害リスクに関する周知を図った。	・住民に対し、災害時の避難行動（分散避難・在宅避難など）について、区報やホームページで周知・啓発している。 ・地域の防災リーダーの育成を目的として、防災士資格取得助成を行っている。 ・区の助成を受けた防災士に対し、希望する者には随時防災イベント等の情報提供を実施している。	・自治会・町会を始めとした各種団体に向けて風水害の講話を行い、マイ・タイムラインや要配慮者支援の重要性を周知した。	・各地域で地域住民と防災塾を開催している。 ・地域の防災リーダーの育成を目的として、防災士の資格取得を支援している。	・防災キャラバン(地区別防災訓練、区内全11地区、R5年8地区、R4年5地区)に水防ブースを出展し、来場者へハザードマップの周知と合わせ、東京マイタイムラインの説明、配布を行った。			・都民の防災知識を高めるため東京防災学習セミナーにて共助の対応を啓発している。（総務局）	

○第二地震本協議会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①住民、関係機関が連携した地域防災の充実強化等の充実	・区市町村等による避難所運営協議会等の活動状況や実施予定を共有し、住民等が主体となる地域防災が促進した避難訓練を実施する。	現状と課題	・区長参加のもと関係機関と連携し、水防訓練、風水害初動活動態勢訓練等を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい避難訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携し例年出水期前である月に水防訓練を実施している。また、水防訓練において、地域住民が広域避難場所（訓練実施場所）まで避難する訓練を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症や要配慮者、女性視点での防災訓練等、社会背景に沿ったより実践的な訓練を企画・実施していく必要がある。 ・幅広い世代が防災訓練を通じて地域防災への取り組みに参画する仕組みを構築していく必要がある。	・関係機関と連携した合同水防訓練は実施しているが、水害を想定した避難訓練は実施出来ていない。	・一部地域で水害を想定した避難訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練は実施しているが、水害を想定した避難に特化した訓練は実施していない。	・区市町村が行う避難訓練（防災訓練）へ参加しているが少数となっている。		・避難指示等の発令のもとになる河川情報の伝達訓練を実施している。（建設局） ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施している。（建設局、港湾局） ・区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っている。（総務局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 総務局、建設局、港湾局
		今後の取組内容	・引続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加する訓練を実施していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加しやすい訓練を実施していく。	・他区市町村の取組を参考に、訓練方法や訓練内容について検討していく。	・引続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、実施していく	・住民参加型の避難訓練の実施を検討。	・区市町村が行う避難訓練（防災訓練）が充実したものとなるよう、協力していく。		・引続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報の伝達訓練を実施していく。（建設局） ・河川情報等の伝達訓練をより多くの区市町村と連携して実施していく。（建設局、港湾局） ・引き続き、区市町村が実施している避難訓練について必要な支援を行っていく。（総務局）	
		R4年度	・各種訓練の機会をとらえ、住民の訓練参加を促進し、住民の避難訓練を実施した。	・水防訓練と併せて実施している近隣住民の避難訓練については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ令和2年度～4年度は実施を見送っている。	・総合防災訓練（風水害編）を実施した。コロナ禍であることを踏まえ、自宅等で参加できるようにインターネット等を活用し、「オンライン学習訓練」と「情報伝達訓練」のニつの訓練を実施した。 ・区総合防災訓練として、風水害をテーマとした区民への情報伝達訓練を実施するとともに、関係機関を招き、区での情報発信体系の見学と災害対策本部開催を想定した意見交換を行った。 また、震災をテーマにした訓練については、コロナ禍が継続していることもあり、主に親子での参加を想定し、自宅等でWeb会議システムを活用したオンラインでの防災イベントを実施した。	・関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、水防訓練を実施した	・住民参加型の避難訓練を実施済み。	・6月25日練馬区土砂災害警戒区域対象避難訓練に参加し、防災気象情報について講話を行った。 ・9月3日東京都・品川区合同総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施した。 11月6日東京都・神津島村合同総合防災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施した。 ・11月12日杉並区総合震災訓練に参加し、防災気象情報の周知を実施した。		・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。（総務局） ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。（建設局、港湾局）	
		R5年度	・地区総合防災訓練の一環として、関係機関と連携し、住民参加型の避難訓練を実施した。	・訓練形式の見直しに伴い、令和5年度については避難訓練は実施していない。	・総合防災訓練の一環として、防災アトラクションを実施した。当日は消防・警察・自衛隊・東電に協力いただき、各連携機関の広報ブースを設けた。	・関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、水防訓練を実施した。	・住民参加型の避難訓練を実施済み。	以下の日程で訓練に参加し、住民に対し防災気象情報の周知を行った。 ・9月3日　東京都・東村山市合同総合震災訓練 ・11月11日　杉並区総合震災訓練訓練		・石神井川、善福寺川、妙正寺川の3河川沿川の6自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。（総務局） ・河川情報等の伝達訓練を区市町村と連携して実施しており、引続き、より多くの関係機関と連携し、河川情報等の伝達訓練を実施していく。（建設局、港湾局） ・高潮氾濫発生情報の伝達訓練を関係区等と連携して実施しており、引続き、高潮氾濫発生情報の伝達訓練を継続的に実施していく。（港湾局）	
②教育機関の充実	・防災教育に関する取組計画作成への支援、区内小中学校における防災教育の実施に向けた取組を実施する。	現状と課題	・小学校の防災教育では、「地震」をテーマにした取り組みが多く、「水害」についても、今後取り組みを検討していく必要がある。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・各校において防災教育年間計画を作成し、防災教育に取り組んでいる。 ・実践的な避難訓練の充実が求められている。 ・教育委員会において「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」を定め、児童・生徒の安全対策に取り組んでいる。	・総合学習授業の機会等に、小・中学校の児童・生徒を対象とし、水害のための備えや避難行動等をテーマとした防災講話を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災教育の実施を拡大していく必要がある。	・学校独自で提外授業等を通して防災教育を実施している。 ・防災教育の実施をより拡大していく必要がある。	・防災気象情報の入手とその情報を活用した安全行動を事前にシミュレートする気象ガワークショップ「ウタシム」を試験したことがない大勝　その時どうする？」を作成し、防災教育に資するよう普及啓発に努めている。		・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援（生活文化スポーツ局） ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。（教育庁）	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象台】 【東京都】 教育庁、生活文化スポーツ局、総務局
		今後の取組内容	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・より実践的な避難訓練に取り組む。 ・目黒区教育委員会で定めた「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」に基づき、目黒川付近の学校に大雨時の洪水に対する配慮を求めていく。	・防災教育の実施及び支援を拡大していくことを検討していく。	・防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・学校と連携し、防災教育の実施を拡大していくことを検討していく。	・引き続き関係機関と連携し、防災教育の実施拡大に向け取組む。		・防災教育に関する通知等の周知とともに、学校からの問合せ等への助言を行い、各私立学校の取組を支援する。（生活文化スポーツ局） ・平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の実施に向けて各学校へ支援した。（教育庁）	
		R4年度	・引き続き、しながわ防災体験館に中小学校の防災体験を受付、実施している。 ・水害に限ったものではないが、小学校の防災教育として、しながわ防災学校で、出前講座を開催した。	・各校において防災教育年間計画を作成し、防災教育に取り組んでいる。 ・実践的な避難訓練の充実が求められており、各校において災害の内容・避難場所・時間帯・避難形態等、様々な場面を想定して避難訓練・防災訓練実施計画書を作成し、実施している。 ・教育委員会において「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」を定め、児童・生徒の安全対策に取り組んでいる。	・区立小学校新4年生に子ども向け防災ハンドブックを配布した。 ・区立中学校新1年生に防災ポケットガイドを配布した。	・防災教育の実施について、教育委員会や学校からの要請に基づき、引き続き、支援していく。	・教員からの個別照会に対応し、ハザードマップの紹介等は行っているが、指導計画作成支援までは至っていない。	・11月15日荒川下流河川事務所及び北区役所と連携し、北区神谷中学校での防災教育にブースを出展した。		・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している（総務局） ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を制作・配信している。（総務局） ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムライン・セミナーの出前講座及びVR体験を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。（総務局） ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。（生活文化スポーツ局） ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。（総務局・教育庁） ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。（教育庁） ・学校安全教室指導者講習を通じて、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。（教育庁）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
		R5年度	・引き続き、しながわ防災体験館に中小学校の防災体験を受付、実施している。 ・水害に限ったものではないが、小学校の防災教育として、しながわ防災学校で、出前講座を開催した。	・各校において防災教育年間計画を作成し、防災教育に取り組んでいる。 ・実践的な避難訓練の充実が求められており、各校において災害の内容・避難場所・時間帯・避難形態等、様々な場面を想定して避難訓練・防災訓練実施計画書を作成し、実施している。 ・教育委員会において「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」を定め、児童・生徒の安全対策に取り組んでいる。	・区立小学校新4年生に子ども向け防災ハンドブックを配布した。 ・区立中学校新1年生に防災ポケットガイドを配布した。 ・防災教育として、小学校へ風水害に関する出前講座を実施した。	・防災教育の実施について、教育委員会や学校からの要請に基づき、引き続き、支援していく。	・地下街実動訓練において、教育委員会と連携し区内の小学校へ参加者募集の案内を行い、参加していただいた。	・11月2日に荒川下流河川事務所及び北区役所、東京消防庁と連携し、北区神谷中学校と稲田小学校の生徒に対する防災イベントを開催し、防災知識の普及を行った。 ・清瀬市教育委員会と連携し、「清瀬こども大学」というイベントを開催、清瀬市内の小学生を対象に気象と防災に関する普及を行った。		・都内全ての小中学校・高等学校、区市町村等に「東京マイ・タイムライン」を配布し、都民の的確な避難行動の実現に向けた普及啓発を実施している。（総務局） ・風水害に関する基礎知識からマイ・タイムラインの作成方法までを学習できる動画や、風水害の脅威を疑似体験できるVR動画を配信している。（総務局） ・都立高等学校を対象に、東京マイ・タイムライン・セミナーの出前講座及びVR体験学習を実施し、生徒の防災意識向上を図っている。（総務局） ・情報提供等を通じて各私立学校における防災教育の取組を支援した。（生活文化スポーツ局） ・都立高等学校第1学年等を対象に「東京マイ・タイムライン」を活用した授業実践を依頼し、普及啓発を図った。（教育庁） ・学校における安全教育の基本的な考え方や、様々な場面を想定した避難訓練の具体的な事例などを掲載した、教員向けの実践的な指導の手引きである「安全教育プログラム」を、公立学校全教員を対象に配信し、防災教育の充実を図った。（教育庁） ・学校安全教室指導者講習を通じて、災害安全を含む安全教育を推進する教員の資質・能力を育成するとともに、受講した教員が所属校において校内講習を実施することで、都内公立学校における防災教育の充実を図った。（教育庁）	

円滑かつ迅速な運用に資する施設等の整備に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①水位計、河川監視用カメラ等の設置	・国交省において国持走約でいる、他コストで導入が参易なクラウド型ソーシャンシスプリーの活用等、水位計の情報収集を検討する。 ・水位計（全都管理区間含む）、河川監視用カメラの設置状況及び活用状況（設置予定含む）を共有する。 ・ダム放流情報設備等の適切な維持管理を実施する。	現状と課題	・目黒川に水位計や河川監視用カメラ等を設置、また、東京都の設置した水位計のデータ提供を受け、河川監視用のシステムを運用している。	・河川の一部に水位計や河川監視用カメラ等を設置してある。	・独自に民間気象会社へ委託し、春川の6地点、区管理水門1地点に水位管或用の監視カメラを設置している。 ・設置した監視カメラの運用経費が増設等の際に大きな負担となり、財源の捻出等の必要がある。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置している。	・水位計や河川監視用カメラ等を設置していない河川はない。			河川の状況をリアルタイムで分かりやすく伝えるため、監視カメラを増設している。（建設局） 狭隘な スペースや電源確保が困難な場所への設置検討、計画段階から実施主体間での設置情報の共有化、水位計やカメラ以外の観測機器導入に向けた情報収集が必要である。（建設局） ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。（交通局） ・必要な箇所に、ダム放流警報設備を設置し、運用している。（水道局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、水道局、交通局
		今後の取組内容	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。	・水位計・河川監視用カメラ等の配置について検討し必要に応じて設置していく。	・河川監視用カメラの配置について検討し、必要に応じて設置していく。	・全河川（下水道幹線として暗渠化された部分を除く）に水位計、河川監視用カメラを設置済であり、引き続き運用していく。	・水位計、河川監視用カメラの配置について検討し必要に応じて設置していく。			・実施主体間での設置予定情報や事例の共有（建設局） ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に行っていく。（交通局） ・放流警報装置（サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等）の点検整備等を確実に行っていく。（水道局）	
		R4年度	・水位計、河川監視用カメラの配置について、引き続き検討していく。	・今年度、田実橋（目黒川）と工大橋付近（春川）に河川監視用カメラの設置を行った。	・田園調布四、五丁目付近に河川監視用カメラの設置すべく調整を進めている。	・全河川（下水道幹線として暗渠化された部分を除く）に水位計、河川監視用カメラを設置済であり、引き続き運用していく。	・東京都水防災総合情報システムで水位、河川監視用カメラの映像を確認しており、現状は増設等は検討していない。			・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。（建設局） ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に行っていく。（交通局） ・放流警報装置（サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等）の点検整備等を確実に行っていく。（水道局）	
		R5年度	・水位計、河川監視用カメラの配置について、引き続き検討していく。 ・設置済みの・水位計、河川監視用カメラの運用（監視体制等）についても引継ぎ検討していく。	・東京都設置の水位計「青葉台橋」のデータと近似になるようにするため、「福山橋見」の水位計の移設を行い目黒区管理の「柳橋見（青葉台）」を設置した。 ・水位情報、河川監視カメラ情報を管理している「水防監視システム」を新しいシステムに更新し利便性の向上を図った。 ・雨量、水位などのデータの利便性を図るためクラウド化の検討をしている。	・田園調布四、五丁目付近に河川監視用カメラを設置した。また、設置したカメラによる河川の状況について、区HPにて一般公開をしている。	・全河川（下水道幹線として暗渠化された部分を除く）に水位計、河川監視用カメラを設置済であり、引き続き運用していく。	・東京都水防災総合情報システムで水位、河川監視用カメラの映像を確認しており、現状は増設等は検討していない。			・河川監視カメラや水位計、無線型の観測機器等の増設を検討していく。（建設局） ・引き続き放流警報装置の点検整備等を確実に行っていく。（交通局） ・放流警報装置（サイレン、放送設備、赤色灯及び電光掲示板等）の点検整備等を確実に行っていく。（水道局）	

2）持続な水防活動のための取組
水防資機の効率化及び水防技術の強化に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①水防上注意を要する箇所の点検、水防資機材の整備等	・河川管理者の協参状況等を踏まえた、区水防部に直接等、河川管理者等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施する。 ・水防資機材について点検し、円滑な水防活動の実施に向けて検討する。	現状と課題	・出水期には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。	・水防上注意を要する箇所の点検は本防活動の前に実施しているが、共同点検は行っていない。 ・水防倉庫等にとのう、ショベル等の資機材を配備しており、定期的に点検を行っている。	・出水期前に、国が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・水防倉庫等に水防資機材を配備している。 ・年1回、出水期前に風水害連絡会議を実施しており、区内の消防署・警察署と水防上注意を要する箇所等の情報を共有している。 ・独自に区内消防署へ水防活動及び水防訓練に必要となる資器材を貸変し、提供している。 ・近年増加傾向にある水防事象の際、区内4署1本部を有する消防機関と区内及び関係する6署を有する警察機関との情報共有をどのように行うかが課題となる。	・水防倉庫等に資機材を配備。 ・出水期前に、国が実施している水防上注意を要する箇所等の共同点検へ参加している。 ・出水時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施。	・水防本部設置時には、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施している。 ・区庁舎の地下にとのう、塩カルを配備している。 ・資材倉庫に土のう、ショベル等の資機材を配備しており、定期的に点検を行っている。			・出水期前に、自治体、消防機関等と防上注意を要する箇所の共同点検を実施している。（建設局） ・水防倉庫等に土のう、ショベル等の資機材を配備している。（建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局
		今後の取組内容	・引続き、水防上注意を要する箇所の点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引続き、出水期前に、水防上注意を要する箇所の点検を実施し、共同点検については検討して行く。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。	・引続き、出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。 ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。 ・引き続き、出水期前の風水害連絡会議を通じて、区内防災関係機関との情報共有を図る。	・適宜、水防資機材の充実および更新を図る。 ・河川管理者、消防機関等と国が実施する水防上注意を要する箇所の共同点検に参加していく。	・引き続き巡視を続ける。 ・適宜水防資機材等の点検を行う。			・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検を実施していく。（建設局） ・適宜、水防資機材の更新を実施していく。（建設局）	
		R4年度	・出水期前に、河川管理施設等点検業務委託を実施し、状況把握を行った。	・水防上注意を要する箇所の点検は本防活動の前に実施している。 ・水防倉庫等にとのう、ショベル、排水ポンプ等の資機材を配備しており、定期的に点検を行っている。	・多摩川については、京浜河川事務所が6月に実施した共同点検に参加し、危険箇所を確認した。 ・新たに危険箇所とされた箇所について、11月に京浜河川事務所へ区より要望書を提出した。	・水防倉庫等に資機材等の充実を図り、令後も継続していく。 ・国が実施する水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加した。 ・出水時に、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施した。	・洪防署と過去の出水箇所、水防資器材の保有状況を共有。			・自治体、消防機関等と防水上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引続き、毎年共同点検を実施していく。（建設局） ・水防資器材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。（建設局）	
		R5年度	・出水期前に、河川管理者、消防機関等と水防上注意を要する箇所の共同点検に参加し、注意箇所の確認をした。	・令電電2台の増設を行い、機動性を高め有事の際に備えた。 ・水防上注意を要する箇所の点検は本防活動の前に実施しているが消防機関等と共同点検は実施していない。 ・水防倉庫等にとのう、ショベル、排水ポンプ等の資機材を配備しており、土のう備蓄数の確認など、有事に備え定期的に点検を行っている。	・多摩川については、京浜河川事務所が6月に実施した共同点検に参加し、危険箇所を確認した。また、危険箇所（重要水防箇所）については、京浜河川事務所に早急対応依頼の要請を行い、令和元年度応急措置工事が実施された。	・水防倉庫等に資機材等の充実を図り、令後も継続していく。 ・国が実施する水防上注意を要する箇所等の共同点検に参加した。 ・出水時に、河川管理施設等を点検するため河川巡視を実施した。	水防資機材の保有状況確認、点検を実施			・自治体、消防機関等と防水上注意を要する箇所の共同点検を実施した。引続き、毎年共同点検を実施していく。（建設局） ・水防資器材の備蓄内容の見直し、倉庫整理を実施した。（建設局）	

○第二地区本部所管地域における「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

①水防訓練の充実	・毎年実施している水防訓練について、実践的な訓練を実施する。	現状と課題	・区、消防（消防団含む）、医師、看、国等の関係機関による合同水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加やすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携し、例年出水期前である5月に水防訓練を実施している。 ・新型コロナウイルス感染症や要配慮者、女性視点での防災訓練等、社会背景に沿ったより実践的な訓練を企画・実施していく必要がある。 ・幅広い世代が防災訓練を通じて地域防災への取り組みに参画する仕組みを構築していく必要がある。	・区役所、各消防署、消防団、関係協力団体が参加し、合同水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施している。 ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。	・関係機関と連携した水防訓練には事務段階から参加している。		・建設事務所（西建を除く）に配備している排水ポンプ車について、機器の操作・取扱訓練を実施している。（建設局） ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画し水防訓練を実施している。（建設局） ・出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を実施している。（総務局） ・より多くの住民が参加しやすい訓練を実施する必要がある。（総務局、建設局）	・着実に適切な維持管理を実施していく。
		今後の具体的な取組	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加率による訓練を検討していく。	・引き続き、関係機関と訓練内容を検討し連携しながら、より多くの住民が参加しやすい訓練を実施していく。 ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンラインによる防災訓練等、新しい訓練手法を検討していく。	・今後も近年の災害事象を参考に、訓練を実施していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加率による訓練を検討していく。	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関、住民等の参加率による訓練を検討していく。	・実践的な訓練となるよう、引き続き関係機関と連携し、検討に協力していく。		・引き続き、出水期前に、自治体、消防機関等と風水害時の連携を確認するための図上訓練を検討していく。（総務局） ・より実践的な水防訓練となるよう検討していく。（建設局）	
		R4年度	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関参加型の水防訓練を実施した。 ・水防訓練（積み土のう工法の演習等）を実施した。	・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、参加者を限定して水防訓練を実施した。 ・令和2年度に導入した災害情報共有システムを用いた情報共有訓練を併せて実施した。	・長雨の影響によるグラウンド（水防訓練場所）コンディション不良のため、令和4年度の水防訓練は中止となった。 ・職員のみによる排水ポンプ車操作訓練及び台風19号の影響により浸水があった上沼部地区で排水訓練を実施した。	・関係機関と連携した水防訓練を実施した。	・消防署と事前協議を行い、実践的な訓練メニューを実施 「土のう作成訓練（積み土のう工法訓練）」 「マンホール噴出防止広報訓練」「水のう工法訓練」 「排水ポンプ操作訓練」	東京消防庁・国立市・立川市・昭島市合同総合水防訓練に参加し、防災気象情報の周知等を実施した。		・多摩川沿川の5自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。（総務局） ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。（建設局） ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した（建設局）	
		R5年度	・毎年実施している水防訓練について、多様な関係機関参加型の水防訓練を実施した。 ・水防訓練（積み土のう工法の演習等）を実施した。	・訓練形式を見直し、多様な関係機関に協力してもらい、区民への啓発に特化した水防訓練を実施した。	・今年度、区や消防署、消防団、大田建設協会、大田造園協会等の関係機関と連携し、合同水防訓練を実施した。 ・自場より、区職員による排水ポンプ車訓練等の必要な訓練を実施している。	・関係機関と連携した水防訓練を実施した。	・消防署と事前協議を行い、実践的な訓練メニューを実施 「土のう作成訓練」 「マンホール噴出防止広報訓練」「水のう工法訓練」 「排水ポンプ操作訓練」 ※ただし、R5年は台風19号の影響により中止	以下の日程で水防訓練に参加し、住民に向けて広く防災気象情報の周知を行った。 ・5月14日　目黒区総合水防訓練 ・5月27日　東京消防庁・江戸川区合同総合水防訓練		・石神井川、善福寺川、妙正寺川の3河川沿川の6自治体と連携して、大規模風水害を対象とした図上訓練を実施した。（総務局） ・管内の水防管理団体との合同排水ポンプ車訓練について、対象団体を拡大して実施した。（建設局） ・区市町村、消防機関が合同で開催する水防訓練に参画した（建設局）	
②水防に関する広報の充実	・各構成員の水防に関する広報（水防活動を行う現場担員の紹介、自主防災組織、企業等の参画等）の取組状況を共有する。	現状と課題	・募集のポスター掲示や成人式の折り込みチラシ等を通じて、区職員を含め消防団加入促進を行っている。	・ホームページや広報誌等を通じて「大雨対策」等について啓発を行っている。	・防災週間などの機会を捉え、消防団員の募集広報に協力している。	・区の広報誌に掲載し、人員の募集に協力している。	・区の広報誌、ポスターを通じて、消防団員の募集などを図っている。			・ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開している。（建設局、総務局） ・区市町村に依頼し、区市町村の広報紙に水防システムの概要を掲載し、周知を図っている。（建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、総務局
		今後の具体的な取組	・引続き、ホームページや広報誌等を通じて水防活動を行う消防団員の募集などについて検討する必要がある。	・引続き、ホームページや広報誌等を通じて啓発を行っていく。	・引続き、消防団員の募集協力を実施していく。	・引き続き、人員募集に協力する。	・引続き、ホームページや広報誌等を通じて啓発を行っていく。			・引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。（建設局、総務局）	
		R4年度	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。	・ホームページや広報誌等を通じて「大雨対策」等についての啓発を行っている。	・消防署と連携し、防災週間などの機会を捉え、入団促進を実施している。	・区の広報誌に掲載し、人員の募集に協力した。	・自主防災組織（町会）等へ周知している。 また、出水期前には町会掲示板へ水防に関するポスターを掲載し周知している。			・東京都水防ツイッター等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。（建設局、総務局） ・職員のメール署名や名刺などにURL等を記載し広報を行った。（建設局） ・本所防災館にて水防月間に広報を実施した。（建設局）	
		R5年度	・消防署や消防団と連携し、入団促進を実施している。	・区報及びホームページ等を通じて入団募集を行っている。	・消防署と連携し、防災週間などの機会を捉え、入団促進を実施している。 ・区内全特別出張所にテレビドラマのタイアップポスターを掲示し、入団促進を図っている。 ・区設掲示板に団員募集ポスターを掲示する枠を確保し、入団促進を図っている。	・ポスター掲示やパンフレット配布等を通じて、人員の募集に協力した。	・防災キャラバン（地区別防災訓練、区内全11地区、そのうちR5年6地区）での紹介			・東京都防災X（旧Twitter）等を活用し、都の水防活動に関する広報を実施した。引続き、ホームページや各種広報媒体等を通じて広報等を展開していく。（建設局、総務局）	

項　目	東京都管轄区域内を対象とした取組内容	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
③水防活動を行う消防団員での連携、協力に関する検討	・浸水等に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるような協力内容等を検討する。	現状と課題 ・各消防署を通じた連絡・協力体制を確保している。	・水防訓練にて連携した活動を行うなど、水防活動における連携・協力に努めている。	・特別区においては、消防団は消防署長の命令に基づき活動している。	消防団運営委員会を開催し、課題等の検討を行っている。	・区市町村間での広域的な消防団の連携等について、必要に応じて検討していく。			・連携体制の構築に向けた検討資料として東海豪雨規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。（建設局、下水道局） ・連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。（港湾局、建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組 ・風水害初動活動態勢訓練等を通じて連携、協力体制を更に強化していく。	・引続き、関係者間の連携、協力体制を継続していく。	・引続き、消防署との連携、協力体制を継続していく。	・引き続き、消防団運営委員会を開催し、課題等の検討を行う。	・区市町村間での広域的な消防団の連携等について、必要に応じて検討していく。			連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を作成、公表している。（建設局、下水道局） ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有している。（港湾局、建設局）	
		R4年度 ・区と消防署との合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・各種訓練にて連携した活動を行うなど、水防活動における連携・協力に努めている。	・区と消防署との合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている（令和4年度は荒天のため中止）。 ・大田区消防団運営委員会や各種行事を通じて、消防団と区との情報共有を行っている。	引き続き、各種会議等を通じて、状況確認や課題の検討等を行う。	・消防団参加による水防訓練により、公助（区・消防・警察）だけに頼らない水防活動を展開できる体制整備を推進。 また、効率的な水防活動が行えるよう、実践的な訓練を実施。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有している。（建設局、下水道局） ・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有している。（港湾局、建設局） ・建設事務所（西建を除く）に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、区市町村に向けた周知を検討していく。（建設局）	
		R5年度 ・区と消防署の合同水防訓練に消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。 ・消防団運営員会等を通じて消防団間の情報共有を行っている。	・各種訓練にて連携した活動を行うなど、水防活動における連携・協力に努めている。	・大田区消防団運営委員会や各種行事を通じて、消防団と区との情報共有を行っている。 ・区が主催する合同水防訓練に消防署と消防団等が参加し、活動の連携強化を図っている。	・引き続き、各種会議等を通じて、状況確認や課題の検討等を行った。	・防災キャラバン（地区別防災訓練、区内全11地区、そのうちR5年6地区）の実施による活動連携強化を図っている。			・引続き、連携体制の構築に向けた検討資料として想定最大規模降雨に基づく浸水予想区域図等を共有している。（建設局、下水道局） ・引続き、連携体制の維持及び構築に向けた検討資料として、想定最大規模の高潮浸水想定区域図を共有している。（港湾局、建設局） ・建設事務所（西建を除く）に配備している排水ポンプ車の仕様や運用方法について、運用方針を策定し区市町村に周知を行った。（建設局）	

多様な主体による被害軽減対策に関する事項

項　目	東京都管轄区域内を対象とした取組内容	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
④災害拠点病院等の高度な医療への情報伝達の充実	・浸水予想区域内における災害拠点病院の立地状況は未確認であり、地域防災計画に位置付けは行われていないが、区内の災害拠点病院等を含む緊急医療救護所にはデジタル移動通信の配備をしている。	現状と課題 ・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況は未確認であり、地域防災計画に位置付けは行われていないが、区内の災害拠点病院等を含む緊急医療救護所にはデジタル移動通信の配備をしている。	・浸水が想定される区域内の災害拠点病院等の立地状況は確認している。 ・災害拠点病院等への浸水時における情報伝達方法について検討が必要である。	・多摩川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域内に、災害拠点病院等があることを確認している。 ・災害拠点病院をはじめとしたすべての病院が大田区地域防災計画で要配慮者利用施設に指定されている。すべての病院が避難保計画を作成済み。 ・台風による水害を想定し、災害時グループウェア（区独自システム）を使用し、情報伝達訓練を実施している。	・浸水予想区域内等に災害拠点病院等が立地するが、浸水深が浅く、氾濫しても災害拠点病院等の機能に影響を及ぼすおそれがない。	・浸水予想区域内の災害拠点病院の立地状況を確認し必要に応じて地域防災計画に位置付けていく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認する必要がある。			・想定最大規模降雨とした浸水予想区域図を作成、公表し、都の管理河川や流域下水道幹線の区域において改訂を完了した。（建設局、下水道局） ・想定最大規模の高潮浸水想定区域図を作成し、公表している。（港湾局、建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局
		今後の具体的な取組 ・複数の迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・原則として浸水深が低い地区については垂直避難を計画しているが、水平避難が必要となる場合において迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・各病院が避難確保計画に基づく避難を実施できるよう、引き続き情報伝達訓練を行うとともに、迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。 ・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域内の災害拠点病院の立地状況等を確認していく。			・神田川流域以外の流域についても、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し、公表していく。（建設局、下水道局）	
		R4年度 ・浸水浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、区域内に災害拠点病院はなかった。 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討している。	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。	・台風による被害を想定し、情報伝達訓練を実施した。 （概要） ●令和4年6月22日～29日（事前準備期間） 区から気象情報等を付与し、各病院が状況を確認する期間 ●令和4年6月30日（本番） 台風が上陸し、各病院は避難確保計画に基づき避難を実施	必要に応じて迅速かつ確実な情報伝達方法を検討していく。	・地域防災計画で指定する災害拠点病院等について、当該計画に基づき有事の際は広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し被害情報等の収集及び伝達を行っていく。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・引続き、高潮浸水想定区域図を基に、区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）	
		R5年度 ・浸水浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、区域内に災害拠点病院はなかった。 ・迅速かつ確実な情報伝達方法を検討している。	・浸水予想区域内の災害拠点病院を確認し、浸水予想区域内に災害拠点病院はなかった。 ・・災害拠点病院等への浸水時における情報伝達方法について検討していく。	・台風による風水害を想定し、情報伝達訓練を実施した。 【対象】 ・25病院（内 災害拠点病院 5病院） ・88診療（医師会5、歯科医師会2、薬剤師会2、柔道整復師会） 【参加】 ・22病院（内 災害拠点病院 5病院） ・78診療（医師会2、歯科医師会2、薬剤師会2、柔道整復師会） 【概要】 ・令和5年6月7日～14日（事前準備期間） 区から気象情報等を付与し、各病院が状況を確認する期間 ・令和5年6月15日（本番） 台風が上陸し、各病院は避難確保計画に基づき避難を実施	・地域防災計画上FAXで連絡することになっているが、必要に応じて他の迅速かつ確実な情報伝達方法を検討する。	・地域防災計画で指定する災害拠点病院等について、当該計画に基づき有事の際は広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し被害情報等の収集及び伝達を行っていく。			・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を元に区市町村が行う洪水ハザードマップ等の作成を支援していく。（建設局、下水道局） ・引き続き、高潮浸水想定区域図を元に区が作成する高潮ハザードマップの作成を支援していく。（港湾局、建設局）	

○第二地震本部所掌事務「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①洪水時の区内市町村庁舎等の機能維持のための対策の充実	・区市町村庁舎等における洪水時に施策対象外の機能維持を確保し、事前に機能を確保するために、どこまで対策（浸水化等）について検討する。	現状と課題	・浸水予想区域外のための対策をとる必要がない。 ・止水用の土のう等を備蓄し、駐車場等への浸水に対応している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・浸水予想区域となっている。 ・止水板や土のう等を備蓄している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・令和3年度、洪水時における浸水被害を想定し、区庁舎の各機能確保するため、浸水対策工事（「防水板工事」「パネル嵩増工事」等）を実施。 ・現段階では「計画規模」の洪水・浸水被害に対して対応が可能なレベルにとどまっており、想定最大規模降雨の洪水・浸水レベルへの対応については要検討。 ・大規模災害により長期間停電が想定されるため、災害対策本部が継続的に機能できるよう、非常用蓄電池を増設。	・止水用の土のう等を備蓄し、地下等への浸水に対応している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。	・止水用の土のう等を備蓄し、地下等への浸水に対応している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題。 ・上記区施設には、浸水対策の1つとして止水板を用意している。			・東海豪雨規模降雨に係る浸水予想区域図等を作成し公表している。（建設局・下水道局） ・神田川流域については、対象降雨を想定最大規模降雨に変更した浸水予想区域図を作成し、公表している。（建設局、下水道局） ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないようにすることが課題である。（各局） ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了（下水道局） ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要（下水道局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 全局
		今後の具体的な取組	・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・機器改修時等に、必要に応じて対策を検討していく。 ・浸水防止のための資機材の導入を検討する。 ・耐水化等の対策を検討していく。	・想定最大規模降雨の洪水・浸水を想定した場合の耐水化等の検討 （※対策の必要性、費用対効果及び実施可否も含めて検討）。 ・本庁舎浸水及び非常用電源設備による電気供給停止リスクを想定し、災害対策本部機能を維持するための代替庁舎（応急対応措置）の検討を実施する。	・各流域における想定最大規模降雨の洪水予想区域図や令後発表される想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を踏まえ、必要に応じて検討していく。	・東京都より神田川流域における想定最大規模降雨の浸水予想区域図が公表されたため、区域図を踏まえ、耐水化等の対策を検討していく。			・浸水防止のための資機材の導入を検討する。（各局） ・耐水化等の対策を検討していく。（各局） ・引続き、河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討（下水道局）	
		R4年度	・今後東京都から新たな浸水予想区域図が公表された際には、必要に応じて耐水対策を検討していく。	・洪水浸水予想区域外となっているが、止水板や土のう等を備蓄している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないよう耐水対策等を検討していく。	◆代替庁舎（応急対応措置）の機能整備に関する検討 ・災害応急復旧活動を維持するための、ポータブル蓄電池や投光器に関する検討。 ・災対各部や関係機関等との情報連絡体制を維持するための、電話回線及び各種通信環境に関する検討。	・水害時に浸水被害を受ける可能性のある庁舎について、近隣の区施設への移転体制の確認を関係所管と行った。	・引き続き、止水用の土のう等を備蓄し、地下等への浸水に対応していく。			・引き続き、災対本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。（総務局） ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討（下水道局） ・引き続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。（建設局、下水道局） ・引き続き、高潮浸水想定区域図を基に、水害リスクを周知していく。（港湾局、建設局）	
		R5年度	・今後東京都から新たな浸水予想区域図が公表された際には、必要に応じて耐水対策を検討していく。	・洪水浸水予想区域外となっているが、止水板や土のう等を備蓄している。 ・災害時に拠点となる公共施設が水害時に浸水し、機能の低下、停止することがないよう耐水対策等を検討していく。	・代替庁舎（応急対応措置）において災害応急復旧活動を維持するため、バッテリー式救電機や投光器を配備した。 ・災対各部や関係機関等との情報連絡体制を維持するための、電話回線を代替庁舎に配備した。 ・代替庁舎における災害対策本部機能を維持するための機能整備等について引き続き検討を実施する。	・水害時に浸水被害を受ける可能性のある庁舎について、近隣の区施設への移転体制の確認を関係所管と行った。	・止水用の土のう等を備蓄し、地下等への浸水に対応している。 ・排水ポンプを配備し、浸水時に排水活動を行う			・引き続き、災対本部の設置される区市町村庁舎に対し、非常用電源の浸水対策等を支援する。（総務局） ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討（下水道局） ・引続き、想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図等を基に水害リスクを周知していく。（建設局、下水道局） ・引続き、高潮浸水想定区域図を元に、水害リスクを周知していく。（港湾局、建設局） ・引き続き、高潮浸水想定区域図や高潮防災総合情報システム等の機能を活用することで、水害リスクを周知していく。（港湾局）	

8）狂犬水の排水に関する取組
狂犬水の排水に関する事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①排水施設、排水受信所の運転方法や技術、または排水施設の設備等	・洪水予想区域内、高潮浸水想定区域内における排水施設、排水受信所等の運用方法等を共有する。 ・大規模水害時における排水作業準備計画を共有する。	現状と課題	・目黒川に道路冠水対策用の排水ポンプを配備している。	・排水ポンプを配備している。	・排水ポンプ車を配備している。 ・防災市民組織へ可搬式ポンプ（消火用）を配備しており、区合同水防訓練では、住民参加型によるそれらポンプを用いた排水訓練を実施している。	・各土木管理事務所に可搬式ポンプ等の資機材を配備している。 ・毎年、職員向けの水防資機材研修を実施している。	・排水ポンプを配備している。			・東部低地帯に排水機場を設置している。（建設局） ・東京湾に排水機場を設置している。（港湾局） ・建設事務所（西建を除く）に排水ポンプ車を配備している。（建設局） ・排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施している。（建設局、港湾局、下水道局） ・最大津波高さに対応した下水道施設の耐水化は完了（下水道局） ・気候変動の影響を踏まえた高潮・洪水水位に対して下水道機能を確保するため、耐水化のレベルアップが必要（下水道局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 建設局、下水道局、港湾局、総務局
		今後の具体的な取組	・排水ポンプ等の資機材強化の必要性を検討していく。	・排水ポンプ等の資機材を配備する体制の再検討は適宜行う。	・排水ポンプ等の資機材を配備する体制の再検討は適宜行う。	・配備している資機材等について、定期的に点検し、維持管理を徹底していく。 ・水防資機材研修を継続する。	・排水ポンプ等の資機材を配備する必要性を検討していく。			・排水機場等の運用状況等を関係機関へ共有していく。（建設局、港湾局） ・排水機場等について、必要に応じて運用方法や設備機能について改善を検討する。（建設局、港湾局） ・引続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。（建設局、港湾局、下水道局）	
		R4年度	・排水ポンプ等の資機材を配備し、道路冠水対策に備えている。	・配備されている資機材について定期的に点検すると共に適切に補充などを行い、維持管理に努めている。 ・配備されている資機材を迅速に操作できるように操作技術の習熟に努めている。	・令和2年度に排水ポンプ車を購入し、区として2台の所有となった。 また、円滑な排水活動のため、排水ポンプ車操作訓練及び排水訓練を実施した。 ・配備している資機材について定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。 ・区が主催した市民消火隊員を対象とした訓練を各消防署と連携し実施した。	・現在も、配備している資器材については定期的に点検し、職員を対象に訓練も実施している。 ・水防資機材研修及び排水ポンプ車の操作研修を実施した。	・排水ポンプほか水防資器材を装備済み			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化を図っている。（総務局） ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討（下水道局） ・引続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。（建設局、港湾局、下水道局） ・国等関係機関を構成員とした委員会を設置し、排水作業準備計画を作成した。（建設局）	
		R5年度	・排水ポンプ等の資機材を配備し、道路冠水対策に備えている。	・配備されている資機材について定期的に点検すると共に適切に補充などを行い、維持管理に努めている。 ・配備されている資機材を迅速に操作できるように操作技術の習熟に努めている。	・区が2台所有している排水ポンプ車について、迅速かつ適切な排水活動を実施できるように職員を対象に訓練を実施している。 ・配備している資機材について定期的に点検及び補充を行い、適切な維持管理を行っている。	・配備している資器材については定期的に点検し、職員を対象に訓練も実施している。 ・水防資機材研修及び排水ポンプ車の操作研修を実施した。	・排水ポンプほか水防資器材を装備済み			・東京都コンクリート圧送協同組合と協定を締結し、排水機能の強化に向けた態勢を確保している。（総務局） ・河川の大規模洪水等に対応できるような下水道施設の耐水化を検討（下水道局） ・引続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。（下水道局） ・引続き、排水機場やポンプ所の耐震、耐水化について、計画に基づき順次実施していく。（建設局、港湾局、下水道局） ・東京都における排水作業準備計画に基づく、図上訓練を実施した。（建設局）	

4）その他の取組
その他の事項

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
①橋脚などが河川管理施設の堤防（洪水対策水路に防ぐ対策）	・河川関係計画に基づき順次整備を実施する。 ・東京都河川関係管理基本方針等に基づく、各市・地域土木事務所などが、河川の適切な維持管理の実施や関係等の河川管理施設の適切な維持管理を実施する。	現状と課題	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・沿川道路、河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・台風接近等に伴い、倒木や浸水が発生した際は、倒木除去及び水防活動を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。			・計画に対し、流下能力が不足している区間において河川整備を推進している。（建設局） ・河道や河川管理施設の適切な維持管理を実施している。（建設局）	【区市町村】 特例条例で河川の表面管理を行う23区が対象 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・引き続き、適切に対応していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。	・着実に適切な維持管理を実施していく。			・着実に河川整備を進めていく。（建設局） ・着実に適切な維持管理を実施していく。（建設局）	
		R4年度	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・日常から沿川道路、河川管理施設の点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施し、風水害時には、各地区をパトロールし、点検を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。			・計画に基づき、河川整備を実施している。（建設局） ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。（建設局）	
		R5年度	・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。	・日常から沿川道路、河川管理施設の点検を行い、適切に維持管理を実施している。 ・毎年定期的に河川施設点検を実施している。	・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。また、風水害時には、各河川のパトロール点検を実施している。	・河道・河川管理施設の適切な維持管理を実施している。	・日常から沿川道路、河川管理施設の維持管理を実施している。			・計画に基づき、河川整備を実施している。（建設局） ・出水期前に河道・河川管理施設について点検を行い、適切に維持管理を実施している。（建設局）	
②閘門、樋管等の設置の意義や運用体制の現状	・区と関連所管が参加する協議会等において協議実施されたプラップ化等の実施方法の取組について共有する。 ・樋管等の開閉操作をしている水門・閘門の運用方法について情報を共有する。 ・樋管等の閘門・樋管等について、最新の運用実施体制を検討する。	現状と課題								・水門、樋門については、遠隔操作化して運用している。（建設局） ・下水道局管理の樋門について、内地の安全な場所から遠隔等操作できるよう対策済（下水道局）	【東京都】 建設局、下水道局
		今後の具体的な取組								・水門、樋門の遠隔操作化について関係機関へ共有する。（建設局） ・引き続き、円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施する。（下水道局） ・国と都道府県が参加する技術研究会等において情報提供されたプラップ化等の無動力化の取組について共有していく。（建設局）	
		R4年度								・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。（建設局） ・円滑に水防活動等を実施するため、関係機関と樋門の操作情報等の共有を実施。（下水道局）	
		R5年度								・引き続き、遠隔操作している水門等の運用方法について関係機関へ共有していく。（建設局）	
③水防共社会対策関係に係る地方公共団体への財政的支援	・防災、安全交付金を活用し、水防対策関係共同機関の取組を支援する。	現状と課題								・防災、安全交付金を活用した区市町村が行なうハザードマップの作成やまるごとまちごとハザードマップの作成などの取組を支援している。（建設局）	【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組								・引き続き、区市町村の要望に応じて、国へ交付金を要望していく。（建設局）	
		R4年度								・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるごとまちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。（建設局）	
		R5年度								・想定最大規模降雨に係る浸水予想区域図の公表等に伴い、区市町村が行う水害ハザードマップ作成に係る費用について、防災、安全交付金の申請を行い、支援した。また、まるごとまちごとハザードマップの実施に係る防災、安全交付金の適用についても周知し、実施に係る支援を図った。引続き、区市町村からの要望に応じて、国へ交付金を要望していく。（建設局）	

○第二地該本協所幹事会「取組内容に関する現状と課題、今後の具体的な取組の共有」

⑥適切な土地利用の促進	・不動産関連事業者に対し、防災情報や水害リスク情報等に係る施策の最新情報の共有する。	現状と課題						・毎年、東京都と共同で区市町村の防災担当者を対象に、気象庁が発表する防災気象情報の利活用を目的とした防災気象講習会を実施している。		・令和2年8月の改正宅地建物取引業法の施行により水害リスクに関する情報が重要事項説明事項となったことから、新たに水害リスクが判明した際には、情報を適切に不動産関連事業者に対して周知する必要がある。（住宅政策本部、建設局）	【東京都】 住宅政策本部、建設局
		今後の具体的な取組						・在治体担当者に利用していただくことを目的として、防災気象情報の入手とその情報を活用した防災行動をシミュレートするワークショッププログラムを毎年実施する予定。		・水害リスク情報等に係る施策の最新情報について、引き続き不動産関連事業者団体と連携した情報共有に取り組んでいく。（住宅政策本部、建設局）	
		R４年度						・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。		・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。（住宅政策本部、建設局）	
		R５年度						・区市町村防災担当者を対象に東京都防災気象講習会を開催し、防災気象情報の利活用について解説した。 ・区市町村防災担当者を対象に気象防災ワークショップを実施した。 ・東京都が主催する図上訓練に複数回参加し、発災前・発災時の気象解説や地震解説を行った（点打訓練想定）。 ・災害時に首長へ行うホットラインの試験を実施し、緊急時に備えた。		・水害リスクに関する情報について、区市町村の水害ハザードマップの改定状況等の最新情報を不動産関連事業者団体に提供し、加盟各社への周知を依頼するなど、業界団体と連携した取り組みを進めた。（住宅政策本部、建設局）	
⑦災害時及び発災直後に対する支援強化	・災害対応にあたる人材の育成に向けて国が実施する研修、訓練へ参画する。 ・災害復旧に関する研修、訓練等の情報を共有する。	現状と課題	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。	・国、東京都が実施している研修へ参加している。 ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。			・国が実施している研修等に参加している。（建設局） ・災害復旧に関する内部研修を実施している。（建設局） ・災害対応にあたる人材を育成することが必要である。（建設局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【気象庁】 【東京都】 建設局
		今後の具体的な取組	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引き続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。	・引続き、国、東京都が実施している研修等に参加していく。			・引続き、国が実施している研修等に参加していく。（建設局）	
		R４年度	・国が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	・国、東京都等が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・国、東京都が実施している研修へ参加した。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、役所内で情報共有を行った。			・国及び外郭団体が実施している研修等に参加した。（建設局） ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。（建設局）	
		R５年度	・国が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・国、東京都が実施している研修へ参加し、職場内で報告会を実施し共有を図った。	・国、東京都等が実施している研修へ参加し、職場内で共有を図った。	・国、東京都が実施している研修へ参加した。	・消防の図上訓練に参加し、実践を想定した訓練に参加した。			・国が実施している研修等に参加した。（建設局） ・災害復旧に関する内部研修に、災害査定官から講演をいただく等、研修内容を充実させた。引続き、研修内容の充実に向けて、改善していく。（建設局）	

項　目	東京都管理河川を対象とした取組内容		品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	気象庁東京管区気象台	関東地方整備局	東京都	取組機関
⑧災害情報等の共有体制の強化	・DIS（共管防災システム）にて気象情報や避難情報を迅速に共有する。	現状と課題	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。 ・大田区総合防災情報システムとDISの各機能（避難所、物資関係など）連携について検討、整備する。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・区市町村にDISを提供し情報収集をしている。（総務局） ・区市町村に対してDISの利用方法等を周知するとともに、操作習熟について支援している。（総務局）	【区市町村】 全区市町村が対象 【東京都】 総務局
		今後の具体的な取組	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。 ・災害時に円滑にシステム利用ができるよう、訓練を実施する。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。			・引続き、DISの操作習熟について講習会等を通じて支援していく。（総務局）	
		R４年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・災害時に円滑にシステムが利用できるよう、研修・説明会を実施。 ※災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、関係者向けにマニュアルを作成したり操作方法に関する訓練を行うなど、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・訓練などを通して、DISの操作の習熟に努めている。 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・DISの操作講習会等の充実を図り、災害時の円滑な情報共有を支援していく。（総務局）	
		R５年度	・災害情報や避難情報をDISで迅速に共有した。	・DISにて災害情報や避難情報を共有している。	・災害時に円滑にシステムが利用できるよう、研修・説明会を実施。 ※災害時にDISを活用した情報共有を迅速に行えるよう、関係者向けにマニュアルを作成したり操作方法に関する訓練を行うなど、DIS取り扱いの習熟に努めている。	・訓練などを通して、DISの操作の習熟に努めている。 ・DISにて災害情報や避難情報を迅速に共有していく。	DISにて災害情報や避難情報を共有している。			・DISのオンライン操作講習会を開催し、区市町村職員の操作習熟を図った。（総務局）	
⑨地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言	・国管理河川を対象とした大規模氾濫減災協議会の取組状況に関する情報提供等を共有する。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有する。	現状と課題							・平成28年度に国管理河川を対象とした「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会等を設置し、5年間の取組内容を取組方針としてとりまとめた。 ・令和4年度においても協議会等を開催し、取組状況のフォローアップを実施した。		【関東地方整備局】
		今後の具体的な取組							・国管理河川を対象とした大規模減災協議会の取組状況に関する情報提供等の技術的助言を行っていく。 ・災害時の広域的な協力体制に関する情報を共有していく。		
		R４年度							・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。		
		R５年度							・減災協議会や水防連絡会、流域治水協議会等の場を活用し、情報提供等の技術的助言を行った。		